※当論文は平成25年1月21日に完成した丸石の論文に、丸石自身が修正を加えたものです。商用の利用でなければ、どなたでも配布してくださって構いません。ただし、改変は禁止です。

論文題目

日本国債残高問題と不況と貧富の差の解決

―全銀行国有化政策と貨幣発行権の活用―

急がば回れ　～守るに値する世界へ～

管理人：丸石

**目次**

まえがき　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

一章：日本は財政危機か

　　一節：長い低成長期「失われた２０年」

　　二節：日本政府の歳入と歳出

　　三節：国債

　　四節：税収

　　五節：小括

二章：問題の根底にあるものは何か

　　一節：日本の資本主義社会の特徴

　　二節：日本の管理通貨制度の特徴と市場における政府と銀行の機能

　　三節：小括

三章：問題解決への提言

　　一節：全銀行国有化政策による国債問題解決と金融の安定化

　　二節：税制改革による所得再分配の強化

　　三節：金融統制資本主義へ

あとがき

参考文献

**まえがき**

第二次世界大戦敗戦後の荒廃から目覚ましい復興を遂げ、高度経済成長の絶頂期には“Japan as Number One”とさえ言われた日本であったが、1991年のバブル崩壊以降は長い低成長期から抜け出せないでいる。いわゆる「失われた20年」だ。そんな中で政府の財政危機が叫ばれ、その解決のために税収を上げる方法が検討されてきた。さらに、2008年9月のリーマンショックを期に世界的な不況となっただけでなく、2011年3月11日の東北大震災により、日本の実態経済はさらなる悪化を見せている。GDPとして表される数字よりも、多くの命が奪われ、国土が破壊されたことが無念でならない。この場を借りて被災者の方々の一刻も早い回復と、犠牲者の方々の安らかな眠りを祈りたい。この緊急事態に対して何らかの対策を早急に打たなくてはいけないことは誰の目にも明らかだ。

この状況下で2012年8月10日、消費税増税を含む「社会保障と税の一体改革」関連法が民主・自民・公明３党などの賛成多数で成立した。社会保障費を消費税増税による税収増で賄い、安定した社会保障を実現することで、経済成長の好循環が生まれ、デフレから脱却するのが狙いだという。

しかし、このような政策が日本の抱える経済問題を解決するのに本当に適しているのだろうか。問題を解決するには、まず、それがどのようなものかを分析する必要がある。日本は本当に長い低成長期から抜け出せずに財政危機に陥っているのか。そうであるなら、どのような解決策が必要とされているのか。これらを十分に分析してからを対策を実行しなくては、かえって事態を悪化させるだろう。

本論文がほんの少しでも日本経済に良い影響を与えられることを願っている。

**一章：日本は財政危機か**

　まず、現在の日本は財政危機と言えるのかどうかを日本のGDP、日本政府の歳入と歳出、国債、そして税収という側面から論じていきたい。

**一節：長い低成長期「失われた20年」**

　1980年から2012年までの日本の名目GDPと実質GDPの推移をグラフ1に表した。（2012年分は推定値）

グラフ1　（注1）

　グラフ1から分かるように、1980年から1991年にかけて名目GDP・実質GDPともに急激に成長し、1991年から2012年までは成長率が低下しているのが分かる。この低成長期間が俗に「失われた20年」といわれている期間である。名目GDPは1997年に523兆1983億円で最大となり、それ以降は減少局面と増加局面を繰り返し、増加局面にあった2007年には512兆9752億円となり、1998年の512億4386億円を若干上回る水準にまで回復していた。しかし、2008年9月のリーマンショックの影響を受けて、名目GDPは2009年には471兆1386億円まで減少してしまった。これは1991年の476兆4309億８千万円よりも少ない。2010年は若干増加して481兆7845億円となったが、翌年2011年は東北大震災の影響で468兆1911億円まで減少し、過去20年間で最小だ。2012年は被災地域の復興需要があったためか、名目GDPは474兆5586億4千万円へと増加したが、この水準は前述の1991年のものよりも低い。このように名目GDPでみれば、1991年よりも20年後の2011年のほうが低水準にあるのだ。

　実質GDPではなく名目GDPを気にする理由は税収と債務である。グラフ2は1980年から2012年までの日本のGDPデフレーターと平均消費者物価指数をパーセンテージで表したものである。（2012年分は推定値）

グラフ2　（注1）

　GDPデフレーターの値が100より大きければインフレ、小さければデフレと言える。1980年から1985年まではインフレに向かっているとはいえ、GDPデフレーターの値は100を下回っている。1985年の値は99.275だ。1985年以降は1987年をのぞいて1994年までインフレに進んでいる。その後、GDPデフレーターの値は1997年の110.959から1996年の109.541へ僅かに減少したあと、1997年には110.193へ微増する。そして、1998年以降は2012年まで一気にデフレへと突き進んでいる。GDPデフレーターの値が100を下回ったのは2005年の98.875からだ。このデータは1997年から何らかの理由でデフレへと向かい、その傾向は現在まで続いているということを示している。1997年はグラフ１で見たように、1980年から2012年の間で日本の名目GDPが最も高かった年である。

　一方、平均消費者物価指数が1980年から2012年までどのように推移してきたかを見てみる。平均消費者物価指数は、1994年の101.232から1995年の101.105にかけての僅かばかりの低下を除いて、1980年の77.163から1998年の103.707までは上昇し続けたが、その後は2005年の100.414まで低下し続けた。しかし、2005年から2008年の102.105にかけて上昇し、そこから2011年の99.721まで再び低下した。そして、2012年は99.763へ若干上昇すると推定されている。

つまり、1980年から1998年まではGDPデフレーターに対して平均消費者物価指数はおおむね並行移動をしていたが、1998年以降はGDPデフレーターが大幅に低下しているにもかかわらず、消費者物価指数の低下率はGDPデフレーターのそれよりも小さく、2005年から2008年にかけてはGDPデフレーターの低下と平均消費者物価指数の上昇が起きている。

1991年と比べて2011年の名目GDPが若干低いだけでなく、1997年から現在までの連続したGDPデフレーターの低下にも拘らず、消費者平均物価指数は高止まりしている。つまり、日本国民の給料の額面が減る一方で、物価は給料ほどの割合で下がっていないのだ。まさに「失われた20年」というわけだ。

**二節：日本政府の歳入と歳出**

　次に、1980年から2012年までの日本政府の歳入と歳出の推移をグラフに表した。（2012年分は推定値）

グラフ3より、1980年から2012年までの間は、1988年から1992年までを除いて日本政府の歳出が歳入を上回っていることが分かる。1991年から2012年までを詳しく見るためにグラフ4を以下に作成した。グラフ４より、1991年以降の歳入は同程度の期間と幅で増減を繰り返し、結局は2012年時点で147兆5275億1000万円となっている。この水準は1991年の151兆2252億円を若干下回っている。また、歳出は1991年の143兆483億5000万円から1997年の若干の減少を除いて2000年の190兆317億円まで増加した後、2004年の170兆5175億円まで減少したが、その後は2007年と2010年の減少を除いて増加している。2012年の歳出は過去最高の195兆1464億2000万円に上ると予想されている。2007年から2009年にかけての歳出の約20兆円の増加は、2008年9月に起きたリーマンショックへの対応のためだと考えられる。この時、逆に歳入は約20兆円減少している。また、2011年から2012年にかけての歳出の増加は2011年3月に起きた東北大震災の影響と言える。

グラフ3　（注1）

グラフ4　（注1）

このように、1980年から2012年の間で歳入が歳出を超えた時期はごく僅かで、一節のグラフ1にみえる1992年からの名目GDP成長率の鈍化に合わせるように、1993年以降は歳入が歳出を上回る年は無く、大きく下回る年がほとんどになった。つまり、どこかからの借り入れで歳出が歳入を上回った分を埋め合わせてきたのだ。

**三節：国債**

　第一章の二節で指摘した歳出と歳入の差のほとんどを埋め合わせてきたものとは、日本国債の発行によって生み出された資金である。日本政府の抱える債務残高は、国債等（国債・国庫短期証券・財融債）と地方債を合わせると表1に見るように1023.3兆円に上っている。

|  |
| --- |
| **2012年9月末国債等・地方債残高（単位：兆円）** |
| 債権者 | 国債等 | 地方債 | 合計 |
| 中央銀行 | 105 | 0 | 105 |
| 一般政府、公的金融機関 | 28 | 0.6 | 28.6 |
| 日本郵政 | 195 | 14 | 209 |
| 生損保および中小企業金融機関等 | 159 | 42 | 458 |
| 国内銀行 | 143 |
| 私的年金基金 | 29 |
| その他金融仲介機関 | 85 |
| 公的年金 | 67 | 7.4 | 74.4 |
| 家計 | 25 | 1.2 | 26.2 |
| 海外 | 86 | 0.1 | 86.1 |
| その他 | 27 | 9 | 36 |
| 合計 | 949 | 74.3 | 1023.3 |

表1：国債等の保有者内訳（注2）

　しかし、これは債券の所有者が同額の莫大な資産を有価証券という形で所有していることを示している。そして、国内の債権者がそのほとんどの937.2兆円を所有している。実は、市場において日本国債は一種のお金として機能しているのだ。ただし、日本国債は現金・預金と違った点がいくつかある。まず、日本国債は（１）償還期を迎えると購入時の価格に金利を上乗せした額の日本銀行券と交換でき、（２）償還期を待たずに市場で売買をすることができるため、（３）既発国債の価格や新規国債の金利が国債市場の動向に左右される。したがって、国債はその価格や金利が安定しているときは安定資産として機能するが、激しい物価変動があるときにその資産価値が増減してしまうため、常に経済の安定化の不安要素となる。たとえば日本経済のインフレ率が高まれば、国債の含み損を恐れて国債所有者が国債を売却する確率が高まる。国債の売却が進めば、国は既発国債の価格を下げると共に新規国債の金利を上げて、投資家にそれらの購入を促す。しかし、それは既発国債を大量に抱えている金融機関や企業や投資家の資産減少と、国債金利に連動した金利を設定している住宅ローンなどの債務者の債務増加を意味する。その資産減少と債務増加は企業や個人の所有債権売却の確率を高め、最悪の場合には、それが引き金となって信用収縮が発生し、企業や個人が債務超過のために連鎖倒産や自己破産する可能性もある。ゆえに、国債は必要がないのなら発行するべきではないのだ。

　それでは、なぜ国は国債を発行し続けたのだろう。私は三つの理由があると思う。一つ目は、国の発展を維持するために歳入を大きく上回る歳出をする必要があったこと。二つ目は、銀行の自己資本増強を助けようとしたこと。そして最後の三つ目は、政府自身が貨幣発行権を持っていることに気が付かなかった、もしくは気が付いていたが使えなかったことだ。

三つ目については二章以降で論じていくとして、ここでは一つ目と二つ目について論じよう。すでに国債が経済に与える潜在的な悪影響について述べたけれど、政府が所有する貨幣発行権を行使できないのであれば、国債を発行して信用創造をし、国の発展を維持しようとするのにはそれなりの妥当性がある。その妥当性を説明するために、まずは国債発行が政府と銀行の連携による信用創造であることを説明する。そもそも、銀行による信用創造とは、誰かの預金と負債をもとにして預金という形でお金を創造することだ。ただし、銀行は、預金に対する支払準備金を一定の割合で日銀に預けなければならない。民間銀行以外の民間資産をA、負債をD、民間銀行の資産をAB、負債をDB、政府の資産をAG、負債をDG、現金をMP、支払準備金をMR、支払準備率をr（0≦r≦1）、国債金利をi、預金をMB、現金＋預金をM、M + 債券をLとして、

D = 0

A = MP + MB

DB = MB

AB = MB

DG = 0

AG = 0

M = A + AB + AG = MP + 2MB

L = MP + 2MB

であったとする。ただし、何も単位が付いていないときの単位は円とする。このとき、政府との連携の下、銀行がMBすべてをMRに繰り入れれば、政府は最大でMI = MB(1－r)/r 円の国債を発行して銀行に売ることができる（注3）。そして、政府は銀行が創造したMI円を使って公共事業を行ったとすると、

D = 0

A = MP + MB + MI

DB = MB + MI

AB = MB + (1 + i)MI円国債

DG = (1 + i)MI

AG = 0

M = MP + 2MB + MI

L = MP + 2MB + MI + (1 + i)MI円国債

となる。したがって、

ΔD = 0

ΔA = MI

ΔDB = MI

ΔAB = (1 + i)MI円国債

ΔDG = (1 + i)MI

ΔAG = 0

なので、銀行以外の民間純資産はMI、銀行の純資産は(1 + i)MI円国債－MIだけ増加する。また、民間資産から政府が税金の徴収をして国債を償還するまでの間は、L = MP + 2MB + MI + (1 + i)MI円国債もの資産が市場で機能する。

ΔL = MI + (1 + i)MI円国債

なので、国がMI = MB(1－r )/ r円の国債を発行したことで、実にMI + (1 + i)MI円国債もの資産が市場に投入されたことになる。もちろん、負債も(2 + i)MIだけ投入されたが、人々が一度に銀行からMI円も資産を引き出しに来ることはないし、(1 + i)MI円国債はしばらく償還されない。さらに、銀行の自己資本(AB－DB)に注目すると、

Δ(AB－DB) = (1 + i)MI円国債－MI

だから、銀行の自己資本は(1 + i)MI円国債－MIだけ増加したことになる。そして、国債の価値が額面通り評価されている間は自己資本がiMI円増加したのと同じなので、その自己資本を元手に様々なものを購入したり更なる貸し付けを行うことができるのだ。ただし、貸したお金が絶対に返ってこないと分かれば、債権が焦げ付いてしまい、増加したと思っていた自己資本も減少してしまう。このとき、銀行がすでに信用創造して手に入れたお金を使い込んでしまっていたら、自己資本比率が要求される基準を下回りかねない。これは問題である。したがって、銀行は借り手の返済能力に見合った貸し付けをしなくてはならないので、特定の企業や個人に対して無限にお金を貸し続けることはない。しかし、政府は国債という信用度の高い資産を発行できるため、国債を発行し続ける限りは銀行からお金を借りられる。そうすることで、政府は税金を増加させなくても公共事業を継続できるし、銀行の自己資産も増えるから、銀行も国際的な金融規制であるBIS規制の定めるところの自己資本比率8％を達成しながら民間企業へもお金を貸し続けることができるのだ。

それでは、もしも政府が今よりも税金を徴収して国債を償還しようとしたらどうなるのか。国債を発行して公共事業を行ったあとの先ほどの例で考えると、政府は国債を償還するために(1 + i)MIの税金を徴収するから、

D = 0

A = MP + MB－iMI

DB = MB－iMI

AB = MB

DG = 0

AG = 0

M = MP + 2MB－iMI

L = MP + 2MB－iMI

となる。したがって、国債を発行した後の状態からの落差Δ1は、

Δ1D = 0

Δ1A =－(1 + i)MI

Δ1DB =－(1 + i)MI

Δ1AB =－(1 + i)MI円国債

Δ1DG =－(1 + i)MI

Δ1AG = 0

Δ1M =－(1 + i)MI

Δ1L =－(1 + i)MI－(1 + i)MI円国債

となる。このようにしてみると銀行以外の民間部門が損をしているように見える。そして、通貨供給量も大幅に減少しており、民間部門は徴税前まで

M = MP + 2MB + MI

L = MP + 2MB + MI + (1 + i)MI円国債

のつもりで立てた経済計画に従っていたのだから、新たな通貨供給を行わなければ確実にデフレ不況となる。

また、国債を発行する以前の最初の状態と国債の償還時の状態との落差Δ2は、

Δ2D = 0

Δ2A =－iMI

Δ2DB =－iMI

Δ2AB = 0

Δ2DG = 0

Δ2AG = 0

Δ2M = －iMI

Δ2L = －iMI

となる。つまり、政府が税金を徴収して回収しようとすると、国債を発行する前の水準より銀行以外の民間部門の純資産はiMIだけ減少してしまう一方で、銀行の純資産はiMIだけ増加するのだ。国債を発行した後に税金で償還すると、実は民間が損をして銀行が得をするのだ。しかも半端な利益ではない。現行の日本銀行が定める支払準備率に照らし合わせ、仮にr = 0.013（注4）、i = 0.0111（注5）だとしたら、iMI = iMR(1－r)/r ≒ 0.84MRだ。銀行は人々の預金MBをそのままMRに繰り入れて信用創造し、政府の要求する通り国債を買っておけば、もともとあった預金MBの約84％のお金を《自己資本》とすることができるのである。それは銀行が人々の預金と預金準備制度のみを根拠に作り出しているにもかかわらずだ。しかも、銀行は国債発行された瞬間に同じくらいの利益を既に得ているのである。なぜなら、国債が価格を維持したまま銀行の資産として計上されている限り、それは預金の担保として機能するから、国債の発行と公共事業で新しく市場に創造されたMI円のうちのかなりの部分を《自己資本》として使えるのだ。はっきり言えば、これは国債制度と預金準備制度を利用した銀行による詐欺である。人々が汗水たらしながら働いてやっと作り出した価値に対して、銀行家が国債を買うという仕事はその約84％の価値があると思うだろうか。銀行家は手荒れやあかぎれに耐えながら厨房の裏で大量の皿洗いや清掃をすることも、冷え切った深夜の物流倉庫で朝までひたすら大量の荷物を仕分けることも、気まぐれな天気と付き合いながら毎年一定収量の野菜や穀物を育てようとすることもない。銀行はすべての債券の中で最もリスクの低い国債を買うという契約をするだけである。

もう一度言うが、これは銀行による詐欺である。私は、大変な決済業務や民間部門への貸出業務に従事する末端の銀行員を非難するつもりは全くないが、創造したお金で国債を購入するだけで努力もせずに莫大な利益を得る銀行の所有者は非難されてしかるべきだと考える。国が信用創造をするために国債を発行するのは仕方のないことだと考えるのならば、それは国自身が貨幣発行権を活用できていないだけだ。

グラフ5（注6）：公債残高とその利払費と金利の推移

さて、以上のような銀行の信用創造と国債の仕組みから、政府が貨幣発行権を活用できないのであれば、政府は国の発展を維持するために国債の発行をやめられないし、銀行にとっても国債購入は大変旨みのある商売なので国債を買い続けるのだ。その結果、グラフ5に見るように、国債残高が増える一方で国債金利は低下の一途をたどっているのだ。

しかし、実際には、いつまでも国債を発行し続けられる訳ではない。今のところ国債の価格が維持されて金利も下がっているので問題はないが、インフレが起きれば前述したような連鎖倒産と自己破産を伴う大不況に陥りかねないのだ。また、BIS規制によって国際業務を行う銀行は自己資本比率8%以上、金融庁の自己資本率規制によって国内業務を行う銀行は自己資本比率4%以上を要求されているが、この自己資本比率＝自己資本/リスクアセットのリスクアセットに国債が含まれるようになれば、たちまち国債売却の確率が高まったり、民間部門への貸出が制限され、信用収縮が大不況を引き起こすだろう（注7）。結局、国債を発行し続けて維持される経済発展は、国債価格や国債金利、物価、為替などの変動に大きく影響されるので、大不況に陥る潜在的な危険を抱えていることになる。本来、私たちの政府は貨幣発行権を持っているのだから、銀行の所有者を肥やしながら国債発行という危険な手段に依存し続ける必要などないのだ。政府の貨幣発行権については二章以降で詳しく述べる。

**四節：税収**

それでは、日本政府は国債に頼らずに今の歳出を賄うだけの税収を得ることはできるのだろうか。税収全体の推移をグラフ6に、その内訳をグラフ7に示した。グラフ6を見てわかる通り、日本の税収は最も高かった平成2年の60.1兆円から減増を繰り返すものの全体的には減少傾向にあり、平成24年度の予算額では42.3兆円まで落ち込んでいる。気になるのは、一節のグラフ1で見たように平成2年から平成9年まで名目GDPが増加し続けていたはずなのに、一方で税収が落ち込んでいることである。そこでグラフ7を見ると、法人税収が平成元年をピークに平成2年から下がり始めていることと、平成3年をピークに所得税収も下がり始めていることが分かる。そして、消費税が税率3%で開始された平成元年から平成8年までを見ると、消費税収はわずかながらも着実に増加しており、消費額が落ち込んでいないこともわかる。物価の上昇を加味しても、平成元年の消費税収3.3兆円＜（平成8年の消費税収6.1兆円/平成元年を1としたときの平成8年の消費者平均物価指数）= 6.1兆円×0.905953356 ≒ 5.526兆円となるため、消費は増加していると言える。また、所得税率はインフレ傾向にあった平成元年から平成6年まで変わっていない（注10）し、平成2年に法人税の基本税率が40%から37.5%に引き下げられた（注11）ことを考慮しても、平成元年の法人税収19.0兆円＞（平成3年の法人税収16.6兆円×40/37.5×平成元年を1としたときの平成3年のGDPデフレーター）= 16.6兆円×40/37.5×0.953021431 ≒ 16.874兆円となるため、平成3年からは確実に実質法人所得も減少していたことが分かる。したがって、税率などの制度的な変更や物価の変動を加味した実質法人所得と実質所得が共に減少したと言える。その原因は、平成2年以降にバブルがはじけて企業の有価証券や土地といった資産の価値が減少したため、法人と社員の所得も減少せざるをえなかったことだと考えられる。その間に国内消費は微増していたから、平成2年をピークとした税収の落ち込みの原因は消費の減衰ではなく、法人所得と所得の減少なのだ。また、消費税率が平成9年に3%から4%（地方消費税1%は除く）に上昇したのちに消費税収が微増し続けていることにデフレが進行していることを加味すれば、やはり消費は微増し続けていると言えるが、一節のグラフ2に見られるように平均消費者物価指数が高止まりしていることを考えると、今後の消費の急増はあまり期待できない。ゆえに、税率を変更せずに税収を上げようとするのならば、法人所得と所得を上げなければならない。



グラフ6（注8）



グラフ7（注9）

そのための参考になるのは昭和62年から平成元年のバブル期だ。一節のグラフ1で分かるように、この時期のGDPは現在のそれと比較して、名目値で約25兆円から115兆円、実質値で約95兆円から160兆円も少ない。それにもかかわらず、税収は平成23年よりも4.9兆円から18.1兆円も多い。しかも、この時期の物品税収・消費税収は5.6兆円から8.2兆円も少ないから、いかに法人所得と所得が高かったか分かるだろう。その理由は、先ほど分析したように、有価証券や土地などの資産が増加したため、法人所得も所得も増加したと考えられる。したがって、この時期と同じ税率で企業の自己資本比率が一定ならば、今よりも企業の資産が増加したときに自然と法人所得と所得が増加し、税収は改善されると考えられる。もちろん、私は資産バブルをもう一度作ろうと言うのではなく、実体経済に基づいた資産増加があれば自然と税収は増えると言いたいのだ。消費税収の推移から、人々の消費活動がここ25年ほど増加はしたけども微増だと言えるから、企業の資産増加と所得の増加、そして消費の増加を促して税収を大幅に増加できるのは政府の財政政策だ。

　なお、政府は貨幣発行権を活用して公共事業を行えば良かったにもかかわらず、国債を発行するという過ちを犯し、銀行の所有者を肥やしただけでなく日本経済に多額の国債という不安要素を残してしまったが、とんでもない額の増税を試みてその国債を償還しようと考えるのは誤りである。その第一の理由は、これから税金で国債を償還しても、喜ぶのはまたしても銀行の所有者だけだからだ。これは、国債を償還したのちに銀行だけがiMIの得をすると三節で説明したことから理解できるだろう。その時、銀行以外の民間部門は－iMIの損失を被る。第二の理由は、三節で見た通り、国債を償還した後はΔ1M =－(1 + i)MIおよびΔ1L =－(1 + i)MI－(1 + i)MI円国債という著しい信用収縮が起きているので、新たな資金供給を行わなければ、結局さらにひどいデフレ不況が発生するだけだからだ。資金供給を行うのに貨幣発行権を活用しないのであれば、またも国債を発行するはめになる。それならば、初めから貨幣発行権を活用して信用収縮を防ぎつつ、国債残高問題を別の方法で解決してしまえばいいのである。その解決策については三章で詳しく述べる。

**五節：小括**

2011年の日本のGDPは名目値で見ると20年前よりも低い水準にある。また、日本のGDPデフレーターは1998年を境には低下の一途を辿っているが、物価の低下はそれより鈍く、人々の給料が減っても物価が高止まりしているという苦しい経済状態が続いている。さらに、1993年以降は政府の歳入が歳出を上回る年は無く、大きく下回る年がほとんどになった。歳出が歳入を上回った分は主に国債の発行で埋め合わせてきたが、国債には3つの大きな問題がある。1つ目は、銀行が人々の預金と預金準備率制度を根拠に無からお金を創造し、そのお金で国債を購入するため、銀行の所有者は労せずして莫大な利益を得ることだ。2つ目は、国債の価格や金利が為替や物価の影響を受けて変動するため、国債は資産としての安定性に欠け、激しいインフレが起きた場合は、既発国債の価格の低下と新規国債の金利の上昇が起き、資産としての国債の減価と住宅ローン金利の高騰などが誘発され、結果として企業の連鎖倒産および個人の自己破産が続発する大不況を引き起こしかねないことだ。3つ目は、増税を行って税金で国債を償還すると、またしても銀行の所有者が喜ぶだけでなく、大きな信用収縮が起き、今以上のデフレ不況が発生することだ。こうした理由から政府は国債を発行し続け、銀行がそれを買い続けているが、この状態は2つ目の理由で述べたような危険を常に孕んでおり、できるだけ早く国債残高問題を解決する必要がある。その解決策は三章で詳しく述べる。また、歳出に見合った歳入を得るだけの税収を獲得しようと思えば、法人所得と所得を増加させるべきである。それは、政府が財政政策で企業の資産を実体経済に基づいた形で増加させ、法人所得と所得と消費が増加すれば自然に達成される。財政政策のための財源は税収が歳出に追い付くまで貨幣発行権の活用で賄える。このことについても三章で詳しく論じる。なお、先に挙げた国債が抱える3つの問題から、とんでもない額の増税を試みてその国債を償還しようと考えるのは誤りである。国債の償還を果たしても、待っているのはより大きなデフレ不況か再度の国債発行だ。以上のことに加えて、国債価格下落と国債金利上昇がなければ銀行は信用創造を繰り返して無限に国債を購入できるし、そもそも政府は貨幣発行権をもっているのだから、日本は財政危機ではなく、国債価格暴落と国債金利高騰によって引き起こされる一大不況の潜在的危険に晒されていると言うべきだ。

**注釈**

（注1）出典：International Monetary Fund, World Economic and Financial Surveys, World Economic Outlook Databaseより作成。

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2012/02/weodata/weorept.aspx?sy=1980&ey=2012&scsm=1&ssd=1&sort=country&ds=.&br=1&c=158&s=NGDP_R%2CNGDP%2CNGDP_D%2CPCPI%2CGGR%2CGGX&grp=0&a=&pr.x=39&pr.y=4>

（2013年1月15日閲覧）

（注2）出典：以下より作成。

・資金循環統計（2012年第3四半期速報）：参考図表　11頁、13頁

<http://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>

（2013年1月15日閲覧）

・日本郵政株式会社　第8期　2013年3月期　中間決算報告

<http://www.japanpost.jp/financial/pdf/2012_1217.pdf>

（2013年1月17日閲覧）

（注3）

銀行が信用創造によって貸し付けることのできる金額の合計MIは、初項(1－r)ＭB、公比(1－r)の等比級数だから、

MI = (1－r)ＭB ＋ (1－r)2ＭB ＋ … ＋(1－r)n－1ＭB

(1－r) MI = (1－r)2ＭB ＋ … ＋(1－r)n－1ＭB ＋ (1－r)nＭB

の差をとって

rMI = (1－r)ＭB－(1－r)nＭB

MI = {(1－r)ＭB－(1－r)nＭB }/r

となり、ｎ→ ∞のとき、0 < 1－r < 1だから

 MI = MB(1－r)/r

（注4）参考：日本銀行　準備預金制度における準備率　公表データ

<https://www.boj.or.jp/statistics/boj/other/reservereq/junbi.htm/>

（2015年6月12日閲覧）

（注5）参考：財務省　普通国債の利率加重平均の各年ごとの推移（昭和50年度末以降）

<https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/appendix/zandaka05.htm>

（2015年6月12日閲覧）

（注6）出典：我が国の財政事情（平成24年度予算政府案）　平成23年12月　財務省主計局　6頁

<http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2012/seifuan24/yosan004.pdf>

（2013年1月18日閲覧）

（注7）参考：大和証券　Legal and Tax Report　日本国債格付けとバーゼル規制（改訂版）資本市場調査部制度調査課　吉井一洋（2011年8月16日）

（注8）出典：財務省　一般会計税収の推移

(<http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/010.htm>)

（2013年1月15日閲覧）

（注9）出典：財務省　税制について考えてみよう　税目別の税収の推移

<http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei/04.htm>

（2013年1月15日閲覧）

（注10）参考：財務省　所得税の税率構造の推移

<http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/035.htm>

（2013年1月18日閲覧）

（注11）参考：財務省　法人税率の推移

http://www.mof.go.jp/tax\_policy/summary/corporation/082.htm

（2013年1月18日閲覧）

**二章：問題の根底にあるものは何か**

二章では、日本の採用している資本主義社会と管理通貨制度の特徴と、市場における政府と銀行の機能という日本経済の最も根本的な仕組みから、現在私たちが抱える問題の根底に存在する原因を探っていく。

**一節：日本の資本主義社会の特徴**

　資本主義を《個人があらゆるものを自由に所有、生産、消費、分配できるという思想》と定義する。資本主義の最大の特徴は、所有、生産、消費、分配における個人の自由だ。この自由のために生じる個と個の争いを治めるために交換や律令といった制度が人類の歴史のなかで生み出されてきた。個人の自由がどのような制約を受けるかによってその経済体制は様々に違った呼ばれ方をするが、第一に個人の自由を尊重しようという姿勢は資本主義社会に共通している。

一方、個人の自由を追求することで生まれる弊害に対処するために、平等原則を第一義に据えたのが社会主義だ。社会主義は《社会に属するすべての個人が同一の権力にあらゆるものに対する所有権と分配権を認める思想》と定義できる。社会全体が認める権力が、社会の全構成員に生産義務と生産された財を適切に分配すれば、全構成員による搾取のない平等な消費が達成され、個と個の争いのない理想郷が出来上がるというのが社会主義の青写真であった。しかし、そこには誰が平等を実現するのかという視点が欠けていた。個と個の平等を国単位で行おうと思えば、必然的に個の自由を抑え込むだけの絶対的存在が必要とされるため、絶対的存在もしくはそれに多大な影響をあたえうる者は、平等原則から外れた特権階級となり、その時点で既に社会主義国家のすべての構成員に対する平等原則は成立しえないのだ。また、特権階級によって決定された財の配分が人々の需要と一致しなかったことや、非特権階級の中でも個々人の能力差にかかわらず所有、消費、生産が平等だったため、個々人の労働生産性が低下したことで、皆が等しく貧乏になってしまった。

ここでは、社会主義が孕む数々の問題の詳細な分析を割愛して、資本主義の特徴を中心にして論じていく。資本主義と社会主義という一見すると対立する二つの経済体制は、実のところ、どちらも自由と平等という時として矛盾する二つの要素を如何なる権力によってどのような制限下で両立させるかという思想だ。そして、幸せを現実に満足した状態と定義すると、どちらの目的も誰かが幸せになることだ。したがって、どちらにおいても、誰が幸せになるべきか、そしてその誰かが幸せになるために自由と平等をどのような制限下に置くかを権力が決定する。資本主義の特徴を考察するために社会主義と比較したのは、この《権力が誰かの幸せのために自由と平等を制限する経済体制》を論じるためである。この点に関しては、資本主義も社会主義も一致しているのだ。

それでは、権力はどのように形成されるのだろうか。まず、一人の人間しか存在しない社会の場合を考えてみよう。そこではその人だけが権力を決定する権利を有しており、幸せにする対象もその人自身しか存在しない。したがって、その人は自分自身を幸せにするものを権力として選び、自由と平等に制限を設ける。まず、権力を選ぶという思考をしている時点で、その人自身に権力が内在していることは間違いない。そして、この自身に内在する権力こそ、人が自由という概念をもつ所以である。

ところが、権力はその人自身だけでなく、他の物にも付与されることがある。たとえば、その人が山に狩りに行くべきか海に漁に行くべきか決めかねているとき、神仏に伺いを立てたりするかもしれない。神仏に山と海の両方へ行くべきだと告げられたとすると、このときその人は権力を神仏にも付与し、自分自身の自由と平等に制限を設けているのだ。この場合の平等とは、目的地として山と海を平等に扱うということだ。そして、この時点では自由と平等は対立することなくその人の幸せを実現している。しかし、もし海が荒れていて漁をするには危険が伴う状態だったらどうだろうか。その人は危険を避けるため海に行きたくないが、同時に神仏という権力が設けた自由と平等の制限に従うべきだとも考えるかもしれない。このとき、自身に内在する権力とそれに付与された権力の対立と、自由と平等の対立が起きるのである。もちろん、その人は神仏という権力が定めた自由と平等の制限に従うことも、自身に内在する権力を介して神仏への権力の付与を取り止め、海に行かないことを選ぶこともできる。いずれにしても、それはその人がより幸せになるために選択をした結果である。ここで、幸せは現実に満足した状態であることを思い起こせば、現実の認識と欲望が人と時と場合によって異なるため、幸せの中身が千変万化になると理解できる。先の例では、前者では荒れた海に漁にでることに、後者では荒れた海を避けることにその人はより幸せを感じているということだ。

すると、現実を認識して欲望を持ち、それに満足するのは自分自身であるから、究極的には自身に内在する権力によって自身の意思決定が行われていると言える。しかし、二次的な権力が自身の幸せのために作り出された瞬間から、それは現実の認識と欲望に影響を与えるようになる。つまり、最終的に自身の意思決定をするのは自身に内在する権力だが、それとそれによって作られた二次的な権力は相互に影響を与え合い、変容していくのだ。そして、その変容は自由と平等に対する制限を変化させる。たとえば、ある人に内在する権力が、漁に出て失敗した過去への後悔というものに二次的な権力を付与し、漁に出ることを当分は控えるようにその人自由と平等に制限をかけたとすると、自身に内在する権力はこの制限を受けている間に漁を好まないように変容していくかもしれない。あるいは、漁に出たいという欲望がかえって強くなるかもしれない。いずれにせよ、自身に内在する権力が二次的な権力の影響を受けているのが分かるだろう。

それでは、二人以上の人間が存在する社会における権力の形成に移ろう。一人の人間しか存在しない社会と同様に、二人以上の人間が存在する社会でも各人に内在する権力とそれが作り出す二次的な権力があり、それらが相互に影響を与え合いながら変容し、各人に対して自由と平等の制限を設けている。これに加えて、二人以上の人間が存在する社会では、各人が従う二種類の権力に他者が従う二種類の権力が影響を与えるのだ。そして、互いに影響を与えあう無数の権力が定めた無数の自由と平等の制限のもとで、各人は自身が最も幸せになるように意思決定している。

すると、《権力がある人を幸せにするために設けた自由と平等の制限に各人が従うことが、各人にとって最も幸せだという状態》が発生しうる。たとえば、ある国の王が王自身を幸せにするために自由と平等を制限する王国の掟を設けたとする。このとき、国民は王が従う権力によって制定された王国の掟を守るか、別の権力に従って別の自由と平等に対する制限を受ける、つまり掟を破るか選択することになる。選択を決めるのは各国民に内在する権力だ。もし、王の欲望が《すべての国民が衣食住に困ることない平和な国を作る》という内容ならば、王が従う権力はそれを実現させて王を幸せにするような掟をつくるだろう。実際に掟が王を幸せにしうるものだとしたら、各国民は掟を守るときと破るときとを比較して、より自身の欲望を実現してくれる方を選ぶ。各国民が掟を守るのであれば、それは《権力がある人を幸せにするために設けた自由と平等の制限に各人が従うことが、各人にとって最も幸せだという状態》だ。そしてこの時、王に内在する権力は各国民に内在する権力から二次的な権力を付与されていると言える。

しかし、問題は掟を破るを選ぶ国民が存在する場合である。このとき、その国民に内在する権力は王に内在する権力を認めず、この二つの権力の間に対立が生まれる。この対立は、次の二つのうちのどちらかで必ず解消される。一つはどちらかがもう一方の権力を認めるように変容する《合》で、もう一つは双方が変容して互いの権力を認める《和》だ。具体例を挙げれば、前者は掟を破った国民の独立を王が認める場合や、掟を破った国民が掟を守るようになる場合で、後者は双方が譲歩して新しい掟を定める場合だ。前者や後者に辿り着く過程で、対立する二つの権力は可能な限りのあらゆる非暴力的手段も暴力的手段も行使しうる。非暴力的手段とは、話し合いや金銭を絡めた取引や人間関係を利用した懐柔などで、暴力的手段とは、逮捕や監禁、脅迫や殺傷などだ。

このように二人以上の人間が存在する社会では、一人の人間しか存在しない社会と違い、ある人に内在する権力やそれが作り出した二次的な権力に対して、別の人に内在する権力が二次的な権力を付与することがあるだけでなく、複数の権力が対立することもあり、この二つが組み合わさることで、ある権力に従う人々と別の権力に従う人々の間に対立が生まれる。対立する二つの権力は、可能な限りのあらゆる手段を行使しながら対立を必ず解消しようとする。この権力闘争を経て、無数の権力は《合》か《和》で一つに統合されていくのだ。ある権力に従う人々は、ある時点の欲望で異なる権力統合の仕方を比較評価した場合、それぞれの間に幸福度の大小をつけることはできるから、その権力が定める自由と平等の制限にも基づいて自らが最も幸せになるように意思決定を行う。そして、人々の幸せの中身は彼らの現実認識と欲望とに依存し、それらは権力対立が解消される過程で用いられたあらゆる非暴力的および暴力的手段の影響を受けるから、複数の権力の対立が解消した時点で、それが《合》か《和》かに関わらず、統合された権力に従う人々の幸せは実現可能な範囲で最大化されている。

翻って、二人以上の人間が存在する資本主義社会の権力とその形成を考えてみよう。資本主義社会とは、各構成員が自らの欲望を実現させるために、あらゆるものを自由に所有、生産、消費、分配しようとする社会であり、人が自らの意思でより幸せになろうとすることから自然に導かれる最も原初的な社会形態だ。するとそこでは、必然的に同一のものに対して複数の人間が所有権を主張することになる。ここに複数の権力の対立が発生し、対立の発生とその解消はすべての人が一つの権力に従うまで繰り返される。この一つに統合された権力が何であるかによって、自由と平等の制限と意思決定の方法が変わってくる。それがある一人に内在する権力の場合は独裁制資本主義、複数人に内在する権力の場合は共和制資本主義、なんらかの神仏の場合は神権制資本主義、社会主義の場合は官制資本主義、多数決原理の場合は多数決制資本主義という具合に資本主義は変容する。つまり、人類は誕生した瞬間から資本主義に権力を付与したが、資本主義が根源的に内包している個人の所有の自由が原因で人々が対立し、その対立が解消される過程で、資本主義に様々な自由と平等の制限を設けた思想が人々の従う二次的な権力となったのだ。

それでは、どのような自由と平等の制限を持つ資本主義に現在の日本人は従っているのだろうか。現在、すべての日本人が従うことになっている権力は日本国憲法で、日本国民および全人類が幸せになるために、日本国内のすべての権力の自由と平等を法律という形で制限している（注10）。したがって、日本社会は日本国憲法制資本主義社会と呼べるだろう。ただし、日本国外の権力と日本国内で日本の法律を犯す者が存在することから、現在も日本国憲法という権力は複数の権力と対立しており、日本社会の形態は常に変容し続けていることに注意が必要だ。この事実は非常に重要で、本論文で提示する日本政府の財政危機の解決策を実行する上で障害が存在することを示唆しているが、まずはその解決策を示したいので、その障害についてはあとがきで記す。

さて、日本国憲法制資本主義社会では、日本国憲法による自由と平等の制限内において、社会に属するすべての権力はあらゆるものを所有、生産、消費、分配できる。日本国憲法第29条第1項「財産権は、これを侵してはならない。」と同条2項「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」、そして同条3項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」とで私有財産の所有が認められていると考えられるが、注目したいのは複数人が所有する私有財産を互いに分配し合う交換という行為だ。交換が成立するためには、複数人の間で約束した通りに私有財産を分配し合うという信用が必要不可欠だ。この交換が行われる場所が市場であり、交換を円滑に行うために使われる媒介がお金である。原始的な物々交換を考えれば、お金は決して交換のために必要不可欠なものではないが、ある市場の参加者がお金を使うことで自身をより幸せにできると考えたとき、その市場ではお金が交換の媒介として機能する。一般にお金は価値交換機能、価値貯蔵機能、価値尺度機能をもち、これらの機能をより効果的に発揮するものがお金として使われる。そして、お金が交換の媒介として機能している市場において、ある人が所有しているものの価値はすべてお金で表すことができる。

交換という行為に注目した理由は、それがお金を生み出し、そのお金が使われる市場が拡大するにしたがって、お金が所有、生産、消費、分配の多くを決定するようになったからだ。すなわち、交換はお金という権力を生み出し、その権力の下ではお金を持つ者はより自由になり、お金を持つものと持たざる者との間に所有、生産、消費、分配、機会の不平等が生まれ、人々が所有するお金の価値に基づいて人々の自由と平等が制限されるようになったのだ。そのため、権力対立を解消する際に、お金はそれ自体で強力な非暴力手段として機能するし、別の手段を所有するのにも使えるようになった。したがって、日本国憲法制資本主義社会においてお金がどのように扱われているが、そこに生きる人々の自由と平等、さらには日本国憲法と別の権力との闘争に極めて大きな影響を及ぼすのだ。この観点から見れば、日本が現在直面している財政危機の直接的原因である国債残高問題は、国債購入者に対する自由と平等の制限が一時的に強まるが、最終的には非常に緩くなり、国債購入者が権力闘争において非常に強力な力を獲得するという問題も孕んでいる。一時的に自由と平等の制限を強めた代償として獲得した力なのだから公正な取引であると言う人がいるかもしれないが、多額の日本国債を購入している銀行のお金は預金のごく一部と預金準備制度を根拠にして銀行が作り出したものだし、政府が通貨発行権を活用すれば国債を発行する必要がないことを考えれば、それは必ずしも公正とは言えない。

**二節：日本の管理通貨制度の特徴と市場における政府と銀行の機能**

人類の歴史を通して様々なお金が使われてきたが、日本国憲法制資本主義社会においては、主に円という価値単位をもつ貨幣、日本銀行券、電子マネーが使われている（注11）。これは決して円以外のお金を使うことが禁止されているからではない。繰り返しになるが、一般にお金は価値交換機能、価値貯蔵機能、価値尺度機能をもち、これらの機能をより効果的に発揮するものがお金として使われるから、円通貨以外でも人々が所有物を交換する際に十分効果を発揮すると思うものであれば、何でもお金になり得るのだ。それでも専ら円がお金として使われる一つの理由は、日本国内で円を使えば売りに出されている所有物と絶対に交換できるという信用があることだ。その信用を作り出しているのは、日本国憲法の下で国会が制定した法律、それに従って円通貨を発行する政府と日本銀行への信用、そして実際に円が通用する大規模市場があることだ。しかし、お金とものが交換できるという信用だけならば、ドルやユーロといった外国の通貨でも良いことになる。実際、ハイパーインフレや政府の崩壊で自国の通貨が交換に使用できなくなり、代わりに別のお金が使われることは起こり得る。だが、それが起こらないのは、円を使う人々が円の暴落も日本政府の崩壊も起きないと思っているだけでなく、日本政府が円で税金を徴収しているからだ。日本国で生活をする人々は、必ず円で税金を納めなくてはならないので、絶対に円を使わざるを得ないのだ。

このように、日本国憲法制資本主義で主に円がお金として使われる背景には、日本国で経済活動をする人々が日本国憲法という権力に従うという前提があり、その権力の下に国会が立法し、政府と日本銀行が円を発行し、政府が円の暴落を防ぐと共に円で税金を徴収することで、円がお金として使用される大規模な市場が出来上がっているのだ。

　この事実から、円がお金として通用する根源的な理由には日本国憲法という権力があると言えるのだが、これは現行の管理通貨制度に移行したからである。兌換通貨制度を採っている場合、円がお金として通用するためには、日本国憲法の権力だけでなく、円の価値を保証する担保が必要となる。それは金本位制なら金、銀本位制なら銀、ドル本位制ならドルだ。兌換通貨はいつでも必ずその担保と交換可能でなければならないから、国が持つその担保の価値の分しか通貨を発行することは出来ない。すると、経済変動に合わせて担保が用意できなければ、適切な量の通貨を供給できずに不況に陥りやすい。

たとえば、もしも日本が現在でも金本位制を採用していたら、2011年3月11日に起きた東北大震災からの復興のために多額の資金を用意しようと思っても、すぐに必要な額の金隗を用意することは金の希少性からいって難しいため、国が増税をするか借金するか資産を売却するかで復興資金を賄わなければならない。

全国的な増税を選べば震災の被害を受けた国民にさらなる負担を強いることになるし、被災地以外の地域のみの増税を行っても、被災者以外の負担が増えることは明らかで、国全体の通貨供給量は変わらなくとも、被災地以外の通貨供給量が一定期間減少するため、復興需要を除けば消費も生産も落ち込むことは言うまでもない。

また、借金を選べば、増税と違って短期的な経済への悪影響は無いが、長期的には借金の利息分だけ増税以上に国民の負担が増えることになる。実際、現在の日本政府が陥っている問題がまさにこれである。政府は公共事業のために借金をしたものの借金を返す当てがなく、かといって国民に税負担の増加を強いるわけにもいかず、結局は借り換えを繰り返して問題解決を先送りにしてきた。さらに、阪神大震災や積極財政政策のために新たな借金の必要が生まれ、政府の債務残高が見る見るうちに膨れ上がってしまった。借り換えを繰り返せば返済時期を先送りにすることは出来るが、結局いつかは借金を返さなくてはならないのである。さらに、利息の付く借金の性質上、借金の額面は返済を先送りにすればするほど増加していくのである。もちろん、インフレ率が利子率よりも大きければ、政府の借金の実質負担が減少するけれども、同時に資産家の債券の実質価値も減少してしまう。ここで語られる政府の借金も資産家の債券も共に国債のことであるから、資産家は債券の含み損を恐れて国債を売ってしまうから、政府が国債による更なる借り換えを行おうと思えば、国債を買ってもらうために既発国債の価格を下げると同時に新規国債の国債金利を上昇させるしかない。結果として、高いインフレ率による政府の借金の一時的な実質負担減少と引き換えに、借金の額面が上昇してしまい、状況をさらに悪化させてしまっているのだ。それだけではない。既発の国債の価格が低下することによって、国債を大量に保持している国内の金融機関の評価損が発生し、最悪の場合は債務超過で破綻してしまう。また、新規国債の金利が上昇することで、それに連動した住宅ローンの金利も上昇し、ローンを払うのに苦労する国民が発生する。もしもローンを払いきれなければ家を手放さざるを得ない状況も生まれ、その件数が増えれば不動産の価値も暴落する。さらに、金利の上昇で資金を銀行から借りている企業や個人の債務も増加してしまう。ここまで来てしまうと、企業の連鎖倒産や多くの国民の破産をもたらす大不況になってしまっている。

すると、この中では資産を売却するという選択が最も良い選択になる。なぜなら、資産を売却するとは所有物をお金と交換することであり、交換が成立している限り、売り手も買い手もより幸せになっていると言えるし、増税や借金と違い、国民に金銭的な負担が残ることはない。ただ、問題は何を売るかだ。極端な話、日本の国有地を売ろうとして国民で買い手がつかなかった場合、外国人に売るしかなくなる。背に腹は代えられぬということで泣く泣く売った土地が後々問題を引き起こしてしまう可能性もある。資産を売却する際には国民限定で買い手を募るなど、様々な注意が必要となる。

なお、国の資産を担保に無利子で借金をするという方法も資産を売却するのと基本的な経済効果は同じである。期限までに借金を返せば資産を取り戻すことができるが、この時もどうやって借金を返すかが問題となり、国民に更なる金銭的負担を強いないためには資産を手放すしかなくなる。

さて、上の例から分かる通り、兌換通貨制度を採用している限り、資産の売却もしくは質入れという手段以外は国民に直接的な金銭的負担増を強いることになる。では、現在の日本が採用している管理通貨制度ではどのような違いがあるのかを次に論じる。

復興資金を得るために増税や借金や資産の売却をするのであれば、国民の金銭的負担がどうなるかという点で、兌換通貨制度と全く何も変わらない。しかし、日本の管理通貨制度において円は不換通貨であり、日本国憲法の権力を背景にしていくらでも発行することができるので、政府の貨幣発行権を行使して負債の伴わない復興資金を捻出すれば、直接的な金銭的負担は国民にも政府にも発生しないのである。

この《政府の貨幣発行権を行使して負債の伴わない復興資金を捻出する》という発想を私が知り得たのは、大阪学院大学の丹羽春喜名誉教授のおかげである。氏の論文「巨大地震活動期に備えるマクロ政策体系の構築　――「第3の財政財源」確立の方法論を中心に――」（注12）の2頁2‐6行目には、「好都合にも、わが国の現行法「通貨の単位および貨幣の発行等に関する法律」（昭和62年、法律第42号）では、「政府貨幣」（日常的に用いられているコインのほか、記念貨幣、政府紙幣をも含む）についての「国（中央政府）の貨幣発行特権」（seigniorage権限）が無制限に認められており、しかも、その発動は、政府の債務とはされず、「造幣益」は、正真正銘の歳入として、国（中央政府）の一般会計に納入されることになっている。」とある。「通貨の単位および貨幣の発行等に関する法律」（昭和62年、法律第42号）を見ると、第4条第1項「貨幣の製造及び発行の権能は、政府に属する。」とあるだけで、同法には貨幣発行額の上限や発行額が負債に計上されることを示す文言は一切ない。すなわち、《政府の貨幣発行権を行使して負債の伴わない復興資金を捻出する》ことは可能なのだ。具体的には、同論文2頁11－17行目にある通り、「この無限大の「国（中央政府）の貨幣発行権」のうちの」「限定された所定額分の「政府貨幣発行の権利」を、日銀法の第4条、第43条、および、第38条の規定に準拠して、政府が日銀に売却すればよいであろう。その代金決済も、ただ単に、日銀が政府の口座にそれだけの額を電子的に振り込みさえすれば、それで済む（日銀券で決済する必要などはない）」のだ。

確かに、日本銀行法の第4条「日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。」、第43条「日本銀行は、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ってはならない。ただし、この法律に規定する日本銀行の目的達成上必要がある場合において、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。」、そして第38条第1項「内閣総理大臣及び財務大臣は、銀行法 （昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の五 の規定その他の法令の規定による協議に基づき信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他の信用秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、日本銀行に対し、当該協議に係る金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことを要請することができる。」と同条第2項「日本銀行は、前項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の要請があったときは、第三十三条第一項に規定する業務のほか、当該要請に応じて特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことができる。」によって、《政府の貨幣発行権を行使して負債の伴わない復興資金を捻出する》ための丹羽氏の提案は実行可能である。

つまり、日本銀行法の第1条第1項「日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。」と同条第2項「日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。」に示される日本銀行の目的を達成するために、《貨幣発行権を行使して調達した資金で公共政策を行い、景気回復を図る》という政府の経済政策の基本方針と内閣総理大臣及び財務大臣の要請に従って、日本銀行は限定された所定額分の「政府貨幣発行の権利」を購入し、その代金を電子取引で政府の口座に振り込むのだ。

　この手段を用いる際に一つ気になることと言えばインフレである。これに関連して、丹羽氏はさきほどの論文の5頁4－6行目で、「マクロ的総需要政策の不活動という「人災」によって、平成不況発生の1991年から2010年までの20年間に、このようにして失われた実質潜在GDPは、合計7000~8000兆という厖大な額に達している。」と主張しており、さらに「（イ）民間投資の伸び率（年率％）を、GDP成長率（年率％）の1/2と想定した場合」（同論文10頁）と「（ロ）民間投資の伸び率を、平成25年度以降、GDP成長率と等しいと仮定した場合」（同論文11項）に分類したとき、平成24年から《政府の貨幣発行権を行使して調達する資金》を東北大震災からの復興や将来の震災に備えた国造りのための「第3の財政財源」として活用し、10年間で日本のGDPを2倍にするには、「10年間の計画期間の前半では、毎年50兆円台ないし40兆円前後の額を「第3の財政財源」でカバーする必要があるが、計画期間の後半には、その必要額はかなり減り、最終年次の平成33年度では、（イ）表の場合、28.3兆円で足りる。（ロ）表の場合では、民間実物投資の伸び率が大きくなるため、7年目の平成30年度でも25.6兆円で足り、33年度では「第3の財政財源」でのカバーが無くても済む計算になっている。つまり、「第3の財政財源」は、（イ）表の場合では10年分500兆円弱、（ロ）表の場合では同じく10年分として350兆円ほど準備すればよい」（同論文13頁16‐22行目より引用）と結論付けている。丹羽氏の主張を簡単にまとめれば、政府の無限大の貨幣発行権とあまりに大きいデフレ・ギャップのおかげで、インフレなど気にせず日本は再び高度経済成長期を経験できるというものだ。

グラフ8

しかし、インフレが起きるかどうかはデフレ・ギャップと必ずしも関係しない。グラフ8は同論文3頁からの抜粋で、1970年から2010年までのデフレ・ギャップの推移を表している。このグラフに従えば、1980年から1991年の間も依然として大きなデフレ・ギャップがあるが、本論文一章一節で示したグラフ2から分かるように、この時期はGDPデフレーターと消費者平均物価指数が共に増加している。さらに、1986年から1991年は日本がバブル経済にあった時期だ。バブル経済の形成や崩壊の原因については様々な分析がされているが、一つ確実に言えることは、バブルが形成さる過程で土地や株式に過剰な投資がされていたということだ。そして、その投資をするためのお金が絶対に存在したのだ。投資をした人々は他のものにお金を消費することもできたはずであるが、投資を選んだのである。

Richard A. Wernerの『円の支配者』では、バブル形成の原因は市中銀行が必要以上にお金を貸し付けたことであり（155‐160頁）、市中銀行がそのような行動に出た理由は、日本銀行が実質的拘束力をもつ窓口指導によって市中銀行の貸出を増加させたことだ（196－214頁）と書かれている。この説が本当だとすると、バブル期にお金をもっていた人々が消費ではなく投資をした理由も理解できる。つまり、銀行から借りたお金は必ず増額して返さなければならないから、人々は単なる消費ではなく、より確実な投資に使うしかなかったのだ。

ここで重要なのは、人々のお金の使い方によっては、大きなデフレ・ギャップがあったとしても限定的もしくは全般的なインフレが起こり得るという事実である。そもそもインフレとは物価の上昇のことで、物価とは何かを考えてみれば、難解な数式を使うまでもなく、物価＝需要／供給だ。もちろん、需要や供給が何の関数であるかを数学で使って解き明かそうという試みは面白いが、ここでは必要がない。人々がインフレと聞いて恐れるジンバブエで起きたようなハイパーインフレは、全般的なインフレと言える。これは国中のすべてのものの価格が上昇する現象だから、すべてのものの供給のみの急減か需要のみの急増、またはその両方が起きた場合である。一方、限定的なインフレとは特定のものの価格だけが上昇する現象で、そのものの供給のみの急減か需要のみの急増、またはその両方が起きた場合である。バブルと呼ばれるものは限定的なインフレであることが多く、株や土地の需要が急増して価格が高騰しても、必ずしもその他のものの価格が同様の率で上昇するわけではない。また、疫病や天候不順などで特定の作物の供給だけが急減したとき、その作物の価格のみが高騰し、その作物に関係の薄いものの価格上昇率はそれ程でもない。

翻って、《政府の貨幣発行権を行使して調達する資金》で震災からの復興事業を大規模に行った場合にインフレが起きるかどうかを考えてみよう。答えは《人々のお金の使い方による》だ。先に記したように、人々のお金の使い方によっては、大きなデフレ・ギャップがあったとしても限定的もしくは全般的なインフレが起こり得る。確かに1998年から日本のGDPデフレーターは現在まで連続して下落しているし、消費者平均物価指数も高止まりしているとはいえ2008年から低下傾向にあるから、日本経済はデフレ状態、すなわち全体的に需要＜供給の状態にあると言えるが、復興事業で投入されたお金をどのように使うかは人々次第なので、人々が供給のあまり多くないものばかりを買ったらそこで限定的なインフレが起きるし、株などを繰り返し売買するのにお金を使い、今まで銀行預金として眠っていたお金までが働き出せば全般的なインフレが起きるかもしれない（注13）。反対に、人々がお金を供給過剰なものに使用したり、ほとんどを貯金した上に銀行がそれを上手く活用できなければインフレは起きない。実際、バブル期以前と違って、日本の銀行は支払準備率というよりBIS規制（国際行の自己資本比率８％以上）と金融庁による自己資本比率規制（国内行の自己資本比率４％以上）に縛られているから、預金が兆円単位で増えたとしても簡単に良い運用先を見つけられるわけではない。

さて、兎にも角にも《政府の貨幣発行権を行使して調達する資金》で復興事業を行った時にインフレが起きるかどうかは、人々のお金の使い方によるのだ。つまり、限定的もしくは全般的な行き過ぎたインフレの可能性を完全に否定することは出来ない。ましてや、数年の間に毎年40兆円から50兆円規模の公共事業を行うとしたら、なおさらである。しかし、私は政府の貨幣発行権を活用すべきでないと言っているのではない。政府がこの権利を活用しないのであれば、それは兌換通貨制度を採用していた時と同じで、税金か借金か資産売却という手段のいずれかでしか財政政策を行えないから、資産売却以外の手段では国民に直接的な金銭負担を強いることになる。今回の東北大震災のように、長引くデフレ不況の中で発生した更なる国民の損害を回復するには、直接的な金銭負担のない政府の貨幣発行権の活用が必要なのだ。これを使えないのであれば、日本は日本国憲法制資本主義の採用する管理通貨制度の恩恵を十分に受けていないと言っても過言ではない。

では、どうすれば政府の貨幣発行権を活用できるのだろうか。先ほどの議論から分かる通り、政府の貨幣発行権によってある金額が新たに市場に投入された際に、人々がいくらの金をどのように使うかなるべく正確に予想できれば良いのである。ただし、その作業は非常に困難であるばかりか、どこまで突き詰めても予想の不確実性は取り除けず、いざ政府の貨幣発行権を活用した時に予想外の激しいインフレが起きてしまっては様々な問題が発生する。もちろん、激しいインフレによって物価が高騰するという問題は言うまでもなく、国債の含み損を恐れて投資家が国債を売りにでるため、既発国債の価格の暴落と新規国債の金利が上昇し、金融機関や企業や個人が連鎖的に倒産、破産する可能性があることは、政府財源の国債による調達で起こり得る弊害として既に本節で説明した。

そこで、最初に税金と政府の貨幣発行権を活用して国内の全銀行を国有化することを本論文では提案したい。そうすれば、それらが保有する資産としての国債と政府の負債としての国債が相殺され、国債残高問題を一気に解決するだけでなく、銀行の信用創造量を正確に制御することが可能となるため、貨幣発行権の活用やその他の要素でインフレが予想される際の変動幅を小さくできるようになる。また、銀行が政府の無限の財源と一体化するため絶対に潰れなくなり、日本の金融界および産業界は極めて健全で安定したものとなる。この国内全銀行国有化政策については三章で詳しく述べる。

次に、市場における政府と銀行の役割について論じる。まず、市場とは所有物の交換が行われる場所であることは二章一節の終わりで述べた。そこでは、自分以外の参加者にとって価値のある所有物を提示できて初めて交換が成立する前提が生まれる。したがって、最も他者にとって価値のある所有物を提示できた者には、交換を通じて最も多くの所有物を手に入れる機会が与えられる。交換にお金が使われようと使われまいと、人々には先天的および後天的能力の違いがあるため、どんな市場でも多くの価値ある所有物を提示できる者とそうでない者が必然的に現れる。この差が獲得できる所有物の差、つまり貧富の差となって現れるのだ。この能力の差からくる貧富の差に介入するのが政府と銀行だ。それぞれがどのような介入をするかによって貧富の差は広がりも縮まりもする。政府と銀行の持っている調整手段、すなわち市場の参加者の自由と平等を制限する方法は様々だが、本論文で扱いたいのは政府による税金徴収と貨幣発行権の活用、公共事業の発注、そして銀行によるお金の貸し付けだ。

まず、第一に税金について論じたい。二章一節の終わりで述べたように、税金には人々が使う通貨を決定するという大きな役割がある。税金を徴収することによって、政府の属する国の市場では統一されたお金が使われ、政府がもっとも多くの価値ある所有物＝お金を提示できるため、政府が市場を通じて絶大な権力を獲得維持し、人々を支配するのが非常に容易になるのだ。そして、政府は力を削ぎたい者の税金を重く、力を与えたい者の税金を軽くするだけでなく、徴収した税金を人々に再配分することで力の再配分を行うことができる。交換におけるお金の使用から、人々が所有するお金の価値に基づいて人々の自由と平等が制限されるようになったのだから、政府が税金でその配分を変えてやることで力の配分、すなわち自由と平等の制限を行えることは驚きに値しない。政府の方針が貧富の差の縮小ならば、富者からより多くの税金を取り、貧者のためにより多くの税金を費やせばよい。政府の方針が貧富の差の拡大ならば、その逆をやればよい。いずれにせよ、能力の差と貧富の差を政府の方針に従って連動させる効果をもっている。

第二に、貨幣発行権の活用について述べる。政府は日本国憲法という権力を価値の担保として貨幣を無限に発行する権能を持つことは先に論じた通りだ。これによって、政府は選んだ人々のみにお金という形で力を与えることができる。政府が貧富の差を縮めたいと思えば貧者に、広げたいと思えば富者にお金を与えればいい。つまり、貧富の差を能力の差に関係なく調節できるのだ。

第三に、公共事業の発注について述べる。政府は税金や借金や自己資本によって公共事業を発注し、特定の人々に彼らの所有物とお金を交換する機会を与えているだけでなく、個人単位ではとても交換できないような性質の財を生み出すことで、人々に政府の権力の必要性や正当性を認識させる役割を持っている。そして、公共事業の財源が銀行からの借金や政府の貨幣発行権の活用によって捻出されたとき、国全体に存在する自国通貨量が増加するので、経済規模と通貨量を同時に調節できる。貨幣発行権の活用との違いは、公共事業がお金と事業者がもつ所有物の交換を求めるところだ。したがって、貨幣発行権の活用と違い、能力の差に応じた貧富の差の調整になる傾向が強い。

第四に、お金の貸し付けについて述べる。銀行は政府と同様にお金を作り出すことができるが、政府との決定的な違いは、作り出せるお金がすべて負債を担保に発行されており、その発行額にも限度があるということだ。政府と違って、銀行は誰かにお金をただ与えるということはしない。代わりにお金を貸し付けるのだ。お金を借りた人々は同時に負債を負っていて、その額は借りたお金より銀行が決める金利の分だけ多い。したがって、能力のある人は市場を通じて所有するお金を増やし、負債を返済することができるが、能力のない人は市場を通じて所有するお金を減らし、負債を返済することができなくなるのだ。つまり、銀行は能力の差によって生まれる貧富の差を拡大することができるのだ。さらに、銀行は誰にお金を貸し付けるかを選ぶことができるため、潜在的能力がある人に銀行がお金を貸さなければ、その人の能力が顕在化するのを妨げることができる。これは、どれだけお金を持っているかで人々の自由と平等を制限する資本主義社会だからこそ生まれる事象だ。つまり、人の潜在的な能力がお金による規制をうけて顕在化するかどうか決まるのだ。また、銀行が発行できる負債に基づくお金の限度額は政府や国際的な取り決めによって決定されるが、重要なのは、どれだけのお金を誰にいくらで貸し出すかは完全に銀行の任意ということだ。ゆえに、銀行は発行するお金の量と金利を調整することで、人々がうけるお金に基づく自由と平等の規制を恣意的に操作し、能力の差によって生まれる貧富の差を調整できる。

さて、人々に先天的および後天的な能力の差があるのは仕方のないことだが、市場原理、つまり能力のある者がより多くを所有するという制限だけに従っていては、貧富の差によって潜在的な能力が顕在化せず、さらなる顕在的能力の差を生み出し、貧富の差が拡大していかざるを得ない。私は、他者にとって価値のある所有物を提示する能力のあるものが多くを所有するということには賛成だが、その程度に制限をかけなければ社会全体として潜在的な能力を生かし切れず、長期的には非効率だと考える。したがって、政府と銀行が先述のお金を操る４つの手段を上手く組み合わせることで、人々の潜在的な能力を極力引き出すと共に、貧富の差を縮めるように調整するのが最も良い。そのためには、政府と銀行の足並みを揃えなければならないのは明らかだろう。もしも、政府が力を削ごうとする者に対して銀行が力を与えてしまったら意味がないし、政府が力を与えようとする者に銀行がさらに力を与えたら行き過ぎた介入になってしまう。また、貨幣発行権の行使によって政府が通貨供給量を増加させると銀行が発行できるお金も増加するので、そのお金をどう使うかによって政府の意図が歪められてしまう可能性がある。実際、現在の銀行は営利団体の企業であるから、その興味関心の中心は、国民の潜在能力を引き出すことや貧富の差を調整することではなく、自身のお金を増やすことにある。もちろん、銀行が自身のお金を増やそうと思えば、お金を貸したら増やして返してくれる能力のある相手を探すから、その意味では国民の潜在能力を引き出そうとすると言えるが、銀行経営が厳しくなってくると、安定して借金を返済してくれる顕在化した能力をもつ者ばかりにお金を貸しがちになるので、この機能も上手く働かなくなってしまう。この点でも、すべての銀行が国有化されて政府と一体となれば銀行の経営が厳しくなるということはない。そもそも、政府が無限の貨幣発行権を持っている限り政府の財源は無限だから、政府の財政問題は本来存在しない。そして、その政府と銀行が一体になれば、銀行の財政問題も存在しなくなるのだ。このことから、政府が財源確保のために国債を発行しすぎて自国の経済を危機に陥れるなど、愚かの極みであることも理解できるだろう。

政府と銀行が自国の市場に関して抱える唯一の問題は、如何に市場を調整すれば人々の潜在的な能力を引き出しつつ、貧富の差を縮められるのかというものであるべきなのだ。そうするためには結局、私と同じように政府と銀行によって適度に調整された理想の市場環境を求める国民が、政府と銀行をその国民の意思に従わせる必要がある。そうすれば、日本政府の抱える国債残高問題も一気に解決するし、貧富の差も縮小に向かうだろう。三章では、日本政府の全銀行国有化政策とその補完政策がどのような効果をもたらすのかについて論じる。なお、それらの政策を実行しようとする際に国民や政府が直面する権力対立についてはあとがきに記す。

**三節：小括**

　まず、幸せとは現実に満足することと定義できるから、個人の幸せはその人の現実認識と欲望とに依存する。そして、個人は幸せになるために意思決定をして行動をするが、その際に個人の自由と平等を制限するものは個人が従う権力であり、人間が一人しかいない社会の場合、その権力は個人に内在する権力とそれが付与する二次的権力だけだったから、人が自らの従う自由と平等の制限下ですべてのものを所有、生産、消費、分配する原始資本主義で何の問題もないが、人間が二人以上存在する社会の場合、それらの権力と他者に内在する権力とそれが付与する二次的権力の対立が発生するので、権力は可能な限りのあらゆる非暴力的および暴力的手段を行使してその権力対立を解消しようとする。そして、より強力な手段を行使できる権力が対立する権力を従える《合》の状態か、どちらの権力もある程度譲歩して一つになる《和》の状態かのどちらかで権力統合が行われていく。最終的にすべての人に内在する権力が一つの権力に従うような方向に権力統合が進んでいくから、現在の日本国民が従っている日本国憲法も権力対立に晒されており、本論文で提案したい政策を実行する際には日本国憲法と対立する権力が障害となるが、まずはその政策の背景について論じた。現在の日本社会は日本国憲法制資本主義社会と言え、日本国憲法が制限する自由と平等のもとで人々はあらゆるものを所有、生産、消費、分配できる。そして日本国憲法の権力の下で、政府と銀行が人々の所有物の交換を助けるお金を操ることによって、人々の所有、生産、消費、分配の多くを制限しているが、人々のもつ能力の差から生まれる貧富の差を適度に保つためには、政府による税金徴収と貨幣発行権の活用と公共事業を銀行によるお金の貸し付けを国民が望む方向に揃えなければならない。そうして初めて、日本政府の抱える国債残高問題と不況と貧富の差が解決に向かうのだ。

**注釈**

（注10）日本国憲法前文に「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とあることから、日本国憲法という権力は日本国民のみにとどまらず、全世界の国民を幸せにするために、日本国の自由と平等を制限すると言える。

（注11）通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年六月一日法律第四十二号）第2条。また、同条第2項により「一円未満の金額の計算単位は、銭及び厘とする。この場合において、銭は円の百分の一をいい、厘は銭の十分の一をいう。」と定められている。

（注12）論文の詳細は参考文献に記載。

（注13）たとえば、30兆円の復興事業が行われ、事業者が手に入れた30兆円をそのまま株式に投資したとする。すると、もしも投資された企業が30兆円すべてを何かの財購入に充てたのなら、ここで30兆円分の経済効果が発生したことになる。また、事業者が手に入れた株式を誰かに31兆円で売却し、その31兆円を何かの財購入に充てたのなら、ここで31兆円の経済効果が発生する。ここまでで30兆円から合計61兆円の経済効果が創出されており、人々がこのような取引を繰り返せば大きな経済効果になる。株式の売買によって保全資産として眠っていたお金が市場に引っ張り出されたのだとすると、乗数効果の対象となる額が30兆円から61兆円に増加している。このように、最初に投入されたお金がいくらであっても、その使われ方によっては大きな需要を創出し、それが行き過ぎるとインフレになる可能性もある。特に、株や土地などを人々がよい資産運用の対象だと考えた場合、それまでお金として保全していた資産が株や土地に換わり、お金は別人が使って更なる経済効果を生むかもしれないのだ。

**三章：問題解決への提言**

一章で述べたように、現在の税収では政府が国債を完全に償還しようとするのは不可能であるし、また、そんなことをする必要もない。逆に、そんなことをすればとてつもない信用収縮を引き起こし、かつてない規模のデフレ大不況が発生する。その一方で、このまま国債発行を続ければ、国債価格暴落と国債金利高騰、および企業の連鎖倒産や個人の自己破産を誘発しかねない為替と物価の変動リスクを常に抱えなければいけない。したがって、日本の民間資産から国債をできるだけ減らしてリスク解消をすると共に、これ以上の金利付きの国債発行を停止し、国の発展を維持するための財政政策の財源を国債以外の手段で獲得する必要がある。私は、これらすべてを見事に達成できるだけでなく、不況と貧富の差の解決にも効果的な方法を本章で提案する。

**一節：全銀行国有化政策による国債残高問題解決と金融の安定化**

日本が抱える国債残高問題を解決するためには、まず、日本の全銀行を国有化するのがよい。もちろん、現行の郵政民営化政策を即刻廃止し、大量の日本国債を所有しているゆうちょ銀行とかんぽ生命保険を絶対に国有にしておかなければならない。この二つの企業を含む日本郵政グループ全体では実に195兆円の国債等（国債・国庫短期証券・財融債）と14兆円の地方債を所有している。そして国有化したのちに、銀行の持っている全ての日本国債、国庫短期証券、財投債、地方債と合計価格が同額になるように1枚1円の無利子無期限電子国債をコンピューター上で大量に発行し、これらを交換する。紙媒体の証書が必要ならば、《無利子無期限電子国債1円195兆枚》のように書かれた証券を作成すればよい。これにより、政府は資産と負債に全く同じ国債等を持つことになるので、これらは相殺される。政府が政府自身にお金を貸していることになるのだから当然である。地方債に関しては、政府がその発行元の地方公共団体に無条件で譲渡する。そうすれば、政府と同じように地方公共団体も自分自身にお金を貸していることになるから、既発の地方債はすべて一瞬で相殺され、地方の活性化に大いに貢献する。無利子無期限電子国債とは、いわば政府と国有銀行の間だけで通用する通貨で、預金者がお金を引き出しに来たときに限って、その額と同額のこの国債が政府によって償還されるように定める。もちろん、人がいつどのくらい預金を引き出しに来るか分からないから、《一定の同じ期間に引き出された額から預けられた額を引いた額》に等しい額の無利子無期限電子国債を後でまとめて償還し、結果的に銀行が所有する現金の量が変化しないように調節するのだ。そうすれば、実質的に償還された額がそのまま預金を引き出した人や借金をした民間部門へ渡ったのと同じになる。これは通貨供給量をコントロールするために必要で、日本の全銀行が国有化されているからこそ可能なことだ。

ここで重要なことが2つある。1つ目は、銀行と政府が債券の交換をする前に、政府が全銀行を国有化することだ。そして2つ目は、無利子無期限電子国債を償還するために、政府が貨幣発行権を活用するということだ。

1つ目が重要な理由は、銀行が民間のままではこの交換が成立しないかもしれないからだ。無利子無期限電子国債は政府と銀行だけの間で通用する条件付きの債券なので、銀行が何らかの理由で別の資産に切り替えようと思っても、通常の国債と違って売買ができない。このことを嫌う民間銀行が債券の交換を拒否することは十分考えられるだろう。もちろん、政府は銀行法第4条によって銀行の免許を管理しているので、債券の交換に応じなければ銀行の免許を取り上げることができる（注14）が、同法第1条第2項には「この法律の運用に当たつては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。」とあるので、銀行が債権の交換に応じないときに政府が免許剥奪を実行すると法律違反だと非難される可能性もあるし、何よりその銀行が機能しなくなることは経済全体の不利益になるから、政府としてもそれは避けたい。したがって、銀行を国有化して政府と銀行の意思を統一するのが最善だ。これは、二章で論じた二つの対立する権力の《合》による統合といえる。政府という権力が法律とお金という非暴力的手段を用いて銀行という権力を従わせたのだ。

2つ目が重要な理由は、政府が貨幣発行権を活用することによって、政府の負債も日本銀行の負債も民間部門の負債も増やさなくて済むからだ。政府は無限の貨幣発行権の一部を日本銀行に売却して、無利子無期限電子国債を償還するためのお金を手に入れる。このとき、日本銀行の負債として発行銀行券の額が増加するが、それと同時に資産として同額の貨幣発行権が計上される。したがって、日銀の負債も増えない。また、民間部門はこの取引には直接関係がないから、もちろんその負債も増えない。政府が税金を徴収して民間部門の金銭的負担を増やしながら信用収縮を引き起こす場合と比べれば、いかにこの方法が優れているか分かる。この方法を使えば誰の負債も増えないし、インフレもデフレも起こらない。ただ単に、本来あるべき預金が銀行口座から引き出され、その額だけの無利子無期限電子国債が銀行の資産から消滅するだけだ。預金者にとって無利子無期限電子国債は、銀行家が勝手に使い込むこともなく、普通の国債のように他人が売り浴びせたから減価するということもない、実に安心できる資産保全形態である。

次に、政府がどのようにいくらお金を使って全銀行を買い取るのかを説明する。日本国憲法第29条第1項には「財産権は、これを侵してはならない。」とあるが、同条第3項によって「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」から、政府が日本の全銀行の株式を買い取ることは合法的に可能だ。空港やダムを造るときに住民に補償金を払って立ち退いてもらうのと同じ原理である。そのためにいくらお金が必要なのかと言えば、日本の株式市場に上場する銀行全92行の株式時価総額合計が2013年1月18日15時時点で27兆7818億9673万4260円だった（注15）から、この額でこれら92行を買い取るのなら約28兆で足りる。ちなみに、この一週間前の2013年1月11日15時時点では時価総額合計が27兆5208億6023万7218円であった。つまり、時価が安いうちにまとめ買いするのが良いと言える。

|  |
| --- |
| **2012年9月末国債等・地方債残高（単位：兆円）** |
| 債権者 | 国債等 | 地方債 | 合計 |
| 中央銀行 | 105 | 0 | 105 |
| 一般政府、公的金融機関 | 28 | 0.6 | 28.6 |
| 日本郵政 | 195 | 14 | 209 |
| 生損保および中小企業金融機関等 | 159 | 42 | 458 |
| 国内銀行 | 143 |
| 私的年金基金 | 29 |
| その他金融仲介機関 | 85 |
| 公的年金 | 67 | 7.4 | 74.4 |
| 家計 | 25 | 1.2 | 26.2 |
| 海外 | 86 | 0.1 | 86.1 |
| その他 | 27 | 9 | 36 |
| 合計 | 949 | 74.3 | 1023.3 |

表1：国債等の保有者内訳（本論文一章三節より再掲）

ここで、一章三節で示した表1を再び見てみると、国内銀行の所有する国債等が143兆円あるのが分かる。これらの国債をそのまま償還しようと思えば143兆円も必要だが、国が銀行自体を全部買ってしまえばその約1/5の28兆円で済むのである。なぜこんなことが起きるのかと言えば、銀行が多額の預金という負債を抱えているからであり、金融機関の実際の純資産というのはそれ程多くないのだ。



表2（注16）：

　表2には株式上場している銀行以外の特殊な銀行と、主な保険会社が所有するおよその日本国債・地方債額と、それらの純資産もしくは時価総額を表した。これを見れば分かる通り、これらの企業を政府が18兆401億円で買ってしまえば、85兆3548億円分の国債と地方債を償還しなくて済むのだ。株式市場に上場している銀行全92行を国有化するときと同じように、これらの企業の保有する国債と地方債は無利子無期限電子国債と交換される。保険会社の場合の無利子無期限電子国債の償還条件は、保険料の支払いの時に限定すればよい。なお、商工中金は現在民営化に移行中だが、これも絶対にやめるべきで、そうすれば8697億7800万円の節約になる。

　さて、株式上場92銀行と主な生命保険会社を買収した後は、商工中金と農林中金、ゆうちょ銀行とかんぽ生命と合併させ、日本政府銀行株式会社と日本政府生命保険株式会社をつくる。日本政府銀行の主な目的は3つある。1つ目は、銀行による信用創造の量とお金の使い道をできるだけ正確にコントロールして物価を安定させることにある。1991年7月以降の日本銀行は各銀行に対する窓口指導を行っていないよう（注17）なので、政府が国債・地方債を償還した後に市中銀行の預金に流れるお金をコントロールする必要があるのだ。そうでなければ、何の統制もなしに銀行が債券や土地に投資しかねず、それは新たなバブルを生んでしまう可能性が高い。2つ目は、預金を全額100%保障することでなど国民に預金に対するペイオフなど余計な心配をさせないことだ。ペイオフというものは預金の窃盗以外の何物でもない。銀行が破産した際の1000万円以上の預金に対するペイオフは、預金者にお金をどう運用するかを迫っており、単にリスクゼロで資産保全をしておきたい預金者に余計なストレスを与えている。もともと資産運用をしてお金を増やそうと考える人は預金額がいくらだろうが投資するのだから、そうでない人までリスクのある投資に誘導する必要もないだろう。3つ目は、銀行をすべて統合することで業務をより効率化し、より良いサービスを利用者に提供することだ。日本の市中銀行が日本政府銀行のみになれば決済業務が最も効率化されるし、預金者はたくさんの通帳や印鑑やカードを持ち歩く必要もなく日本全国どこにいても同じサービスが受けられるようになる。利用者の割に銀行支店が多すぎる場所では支店の数を減らせば固定資産の有効活用ができる。また、業務を効率化した分だけ人員に余裕ができ、土日祝日の営業も可能になれば利便性が向上する。それでも業務が多すぎて毎日営業は無理だというのなら、銀行法第15条を改正して土日祝日の代わりに平日を休みにできるようにするべきだ（注18）。また、日本政府生命保険の目的は、絶対に潰れない保険会社をつくることで国民生活の安定度を高めることにある。複数の民間保険会社が利益を最も優先して競争をした場合、いかに保険料をとりつつ保険金を支払わないかの競争になりがちで、保険分野で競争が最も良いサービスを生み出すとは言い難いから、財源無限の政府が支援して予測不能な将来に対する最高の保険を提供する必要がある。なお、先に挙げなかった非上場の銀行や保険会社は日本政府銀行と日本政府生命保険に対抗できるとは考えられず、すぐに吸収合併されるだろう。株式市場に上場している銀行と保険会社をすべて集めて国有巨大企業を作ってしまえば、それ以外の銀行と保険会社は非上場企業だけとなるが、非上場の株資産は価格変動しないので金融市場全体の混乱を引き起こすこともない。

　さて、ここまで日本政府銀行と日本政府生命の利点を述べてきたが、ここで気になるのは、銀行92行だけで28兆円、商工中金と農林中金と保険会社を含めると46兆円必要になる企業を買収する資金をどう工面するかだが、それは政府の貨幣発行権の活用によって賄われる。すると、インフレが起きるのではないかという懸念が真っ先に浮かぶが、実は新円を発行したからと言って必ずしもインフレになるわけではない。二章二節で述べたように、どのような場合においてもインフレが起きるかどうかは《人々のお金の使い方による》のだ。物価＝需要/供給だから、今よりも円の量が増えても円が今と同じだけしか使われなければ物価は変わらないし、逆に今よりも円の量が減っても円が今以上に使われればインフレになるのだ。



グラフ9（注19）

グラフ2（一章一節より再掲）

グラフ9とグラフ2を合わせて考えれば、M3や広義流動性が増加したからといって必ずしも物価が上昇するわけではないことが分かる。むしろ、物価が1998年を境に低下傾向にあることを考えれば、M3や広義流動性の絶対量と物価は全く逆に動いていることが多い。つまり、1998年から2012年の間で絶対量が減っているのは、M3で2006年3月から2007年3月まで、広義流動性で2003年4月と2008年9月から2009年8月まで2011年1月から2011年5月までだけなのに対して、物価はGDPデフレーターは1998年以降ずっと低下傾向にあるし、消費者平均物価指数も2006年から2008年までを除いて1998年から低下傾向にあるのだ。

それでは、46兆円を使って92行の銀行、商工中金、農林中金、および主要保険会社を買収するときにインフレが起きるのか考えよう。株所有者の持つ既在の株式という広義流動性の一部と政府が所有する日銀が新しく創造した円を交換するから、M3も広義流動性も増加する。しかし、先に見たように、これだけではインフレが起きるわけではなく、問題はそのあとにある。もしも、46兆円を手に入れた人々がそのすべてを一気に純粋な消費に回したら確実にインフレが起きる。46兆円とは2012年の日本のGDPの約1/11にあたる額だ。しかし、株式を持っていた動機を考えれば、それが起こるとは考えにくい。まず、それらの人々が株式を売ることができたのに所有していたことから、株式を所有しておく方が彼らにとって効用が大きかったし、彼らの目的は株の時価総額に値する額を一気に消費することではなかった。そこで国がその株式を強制的に買い上げたのだから、彼らとしては効用が下がったし、彼らは目的を達成するための新たな手段を探さなければならなくなった。彼らの目的は何かと言えば、その大半は資産増殖である。したがって、株式市場や証券市場や先物市場など様々な市場から最適な投資先を見つけようと46兆円は動くわけだ。したがって、このお金の流れを一過性のバブルにしないようにコントロールするのが政府の役目になる。インフレを避けるためには46兆円がそのまま黙って日本政府銀行に預金されるのが一番良いが、預金金利を上げて資金を銀行に引き付けようとすると住宅ローン金利が上昇してしまう。そこで、当面はゼロ金利政策を維持した状態で銀行預金にお金が流れるようにその他の投資先への上手い規制を作るのが良い。株や土地にお金が集まること自体はそれらを所有している企業の資産を帳簿上は増加させるため、悪いことではない。問題なのはそれらの価値の上昇が将来の売り抜けを前提とした投機の対象となることだ。そこで、土地や株を所有することの利益を増加させる一方で、それを手放しにくくすれば良い。たとえば、株の配当に対する課税を低くしながらキャピタルゲインへの課税を高めたり、土地に対する固定資産税を低くしながら土地の売却益に対する課税を高くするのだ。そのほかの投資に対しても投機の対象にしにくいような規制を作っていき、銀行に預金する場合と比較させればよい。そして、結果として日本の金融全体が安定するように仕向けるのだ。

実は、国債の償還に際しても同じ課題、つまり如何に物価を安定させながら国債を償還するかが重要なのだ。これはどのような償還の仕方をするにしても同じで、だからこそ増税をして国債残高を減らすという考えが全く誤りだとも言える。消費税増税で国債を償還するのなら消費が落ち込む危険性を冒すし、所得税増税では家計が苦しくなり、法人税増税では企業経営が苦しくなってハイリスクハイリターンの投資に手を出しかねない。いずれの場合にしても、企業が国債償還によって得た多額の資金をどう運用するかに悩むことになるのは新円発行で国債償還した場合と全く同じである。したがって、増税国債償還論は全くのナンセンスなのだ。

　さて、既に創造された信用である多額の国債を政府の貨幣発行権を活用して返すとして、いかにバブルを作らずインフレを起こさないかが論点だ。これは、貨幣発行権を活用して無限の財源と制御可能な巨大銀行および巨大保険会社を手に入れた政府と、現在の限られた財源しか持たない政府とで違いはないから、当然前者を選ぶべきだ。そうすれば、現在行っている公共事業の財源を新円発行で捻出できて新規国債を発行する必要もなくなるし、国債をすべて償還し終わった後の物価制御もやりやすい。ちなみに、一章三節で見たように、国債でMI円の公共事業を行うとΔL = 2MI + (1 + i)MI円国債だけのお金が創造されるが、新円発行ならΔL = 2MIで済むから、新円発行のほうがむしろインフレになりにくいのだ。また、国債のほとんどを所有している国内の金融機関はほどなく日本政府銀行や日本政府生命に吸収合併されるだろうから、先に示したように国債の償還額を大幅に減らすことができる。絶対に減額しない国債は家計、私的年金、海外、その他の合計167兆円だから、このお金を償還しさえすれば国債残高問題は解決したといえるだろう。以上のことから、将来必ず直面する国債残高問題を解決するために、一刻も早く全銀行国有化政策を実施することを私は提言したい。

**二節：税制改革による所得再分配の強化**

ところで、国債残高問題が解決して物価が安定すれば日本経済に問題がないとか言えば、それは違う。国債価格の暴落が引き金となって大恐慌が起きるのを回避できたとしても、依然として日本には貧富の差が存在するのだ。二章二節で述べたように、能力の差からくる貧富の差は致し方ないが、その差が人の潜在的な能力が顕在化するのを妨げないような適切な範囲に収まっているのが社会的に望ましいと私は思う。



グラフ10（注19）

グラフ10を見て分かる通り、最頻値が300万～400万円、中央値が427万円、平均値が538万円となっていて、全体の61.2%が平均所得以下である。この61.2%という数字をどうみるかが重要である。本論文では詳しくは論じないが、この数値を社会的にあるべき数値よりも大きいと考えるのならば、全銀行国有化政策によって一体となった政府と銀行は、公共事業をどの分野で重点的に行うか、所得税をどのような比率の累進課税にするか、貨幣発行権の活用と貸し付けをどのぐらいの割合に保つか、など様々な方面から所得分布の調整が行える。金融を可能な限り制御できる政府は貧富の差の縮小にも最大の力を発揮すると思うので、この分野の今後の更なる研究が期待される。

**三節：金融統制資本主義へ**

資本主義と社会主義という一見対立する思想は実はどちらも《権力が誰かの幸せのために自由と平等を制限する経済体制》だと二章一節で論じたが、全銀行国有化政策と貨幣発行権を活用する政府は、国民の幸せのために金融機関や投資家の自由や平等を制限する強力な権力だ。この強さゆえに国債残高問題という難題を解決する力を秘めているのだが、その力の使い方を誤れば、日本経済は悪い方向へ簡単に振れてしまうということも肝に銘じなければならない。政府を国民のために働かせるには、やはり法律で物価安定目標を明確に数値で定め、政府と日銀の行動を監視する第三の機関の設置も必要だろう。私が本論文で提案してきた経済体制は、金融という分野のみを政府が統制している点で現行の資本主義とも完全な計画経済と違うため、金融統制資本主義と呼ぶべきだろう。そこでは金融という水道や電気と同じくらい重要な社会的インフラを政府という一つの権力が適切に統制し、国民は金融以外の分野で安心して健全な競争が行えるから、政府が国民の幸せために働いている限り、国の発展は間違いのないものだと私は確信している。

**注釈**

（注14）銀行法（昭和五十六年六月一日法律第五十九号）第4条1 項「銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。」と同条第2項「内閣総理大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。一 　銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。二 　申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。」、および同条第4項「内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。」により、《既発の日本国債・国庫短期証券・財融債・地方債を無利子無期限電子国債と交換すること》を免許の条件にすれば良い。本論文で繰り返し述べてきた通り、通常の国債を民間部門が大量に保有し続ける危険性は明らかだから、債券の交換は「公益上必要がある」と言えるだろう。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S56/S56HO059.html>

（2013年1月18日閲覧）

（注15）日本経済新聞1月19日土曜日　時価総額上位ランキングより作成。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **市場名** | **銘柄名** | **2013年1月18日15時時点の時価総額（円）** |
| 東証一部 | 三菱ＵＦＪ | 6,852,755,488,480 |
| 三井住友ＦＧ | 4,687,594,396,875 |
| みずほＦＧ | 4,168,313,074,271 |
| 三井住友トラ | 1,304,194,732,112 |
| りそなＨＤ | 1,005,983,076,400 |
| 横浜銀 | 593,151,263,760 |
| 静岡銀 | 592,630,000,479 |
| 千葉銀 | 477,158,992,415 |
| 新生銀 | 462,058,277,688 |
| あおぞら銀 | 381,184,038,312 |
| 常陽銀 | 345,268,170,000 |
| ふくおかＦＧ | 312,953,319,952 |
| スルガ銀 | 292,471,767,984 |
| 京都銀 | 285,919,394,514 |
| 中国銀 | 277,423,846,726 |
| セブン銀 | 272,727,321,000 |
| 広島銀 | 242,603,340,696 |
| 八十二 | 238,144,258,827 |
| 伊予銀 | 233,442,038,886 |
| 山口ＦＧ | 220,470,915,744 |
| 群馬銀 | 207,526,133,349 |
| ほくほくＦＧ | 194,828,220,440 |
| 西日シ銀 | 177,671,359,096 |
| 滋賀銀 | 145,732,272,894 |
| 七十七 | 139,130,180,442 |
| 京葉銀 | 124,486,246,448 |
| 鹿児銀 | 124,138,156,450 |
| 阿波銀 | 122,474,800,000 |
| 池田泉州ＨＤ | 121,375,443,688 |
| 十六銀 | 117,944,059,228 |
| 肥後銀 | 117,541,421,955 |
| 南都銀 | 114,111,408,420 |
| 山陰合銀 | 111,503,261,184 |
| 北国銀 | 111,316,671,160 |
| 大垣共立 | 105,995,692,500 |
| 第四銀 | 105,493,146,879 |
| 武蔵銀 | 105,473,022,720 |
| 百五銀 | 103,366,125,000 |
| 北洋銀 | 102,957,526,182 |
| 百十四 | 102,325,102,770 |
| 紀陽ＨＤ | 99,087,268,049 |
| 関西アーバン | 84,860,674,995 |
| 岩手銀 | 73,621,965,030 |
| 沖縄銀 | 73,605,000,000 |
| 東邦銀 | 73,584,000,000 |
| 山形銀 | 70,176,000,000 |
| 山梨銀 | 68,233,635,000 |
| 名古屋銀 | 66,232,723,979 |
| みなと銀 | 64,928,674,366 |
| トモニＨＤ | 60,973,955,199 |
| 青森銀 | 55,736,106,360 |
| 大分銀 | 54,923,992,860 |
| 愛知銀 | 53,074,714,000 |
| 四国銀 | 52,658,500,000 |
| 秋田銀 | 50,617,410,579 |
| 北越銀 | 46,128,418,740 |
| 福井銀 | 44,307,298,854 |
| 中京銀 | 43,926,835,362 |
| 十八銀 | 42,468,522,965 |
| 愛媛銀 | 41,787,151,040 |
| じもとＨＤ | 41,497,290,160 |
| 宮崎銀 | 40,380,486,000 |
| 東日銀 | 39,889,476,000 |
| 琉球銀 | 39,778,681,750 |
| 栃木銀 | 36,970,992,000 |
| 千葉興 | 36,114,096,040 |
| 都民銀 | 36,045,474,300 |
| 佐賀銀 | 35,128,613,450 |
| 八千代銀 | 32,318,867,262 |
| 第三銀 | 31,340,860,000 |
| 東和銀 | 30,982,710,935 |
| フィデアＨＤ | 28,979,907,780 |
| みちのく銀 | 27,312,042,603 |
| 筑波銀 | 26,995,066,767 |
| 三重銀 | 26,966,068,400 |
| 清水銀 | 25,814,986,201 |
| 大光銀 | 22,203,108,000 |
| 北日銀 | 21,790,976,928 |
| トマト銀 | 21,255,834,600 |
| 福島銀 | 20,470,000,000 |
| 鳥取銀 | 18,277,883,340 |
| 長野銀 | 15,155,240,000 |
| 東北銀 | 13,979,645,757 |
| 大東銀 | 12,376,074,452 |
| 島根銀行 | 6,785,992,000 |
| 東証二部 | 高知銀 | 9,937,456,000 |
| 福岡 | 筑邦銀 | 13,247,922,400 |
| 南日銀 | 12,630,430,800 |
| 宮崎太銀 | 11,432,832,086 |
| 福岡中銀 | 9,005,258,045 |
| 豊和銀 | 6,003,934,900 |
| 名証二部 | 富山銀 | 8,057,712,000 |
| **以上株式上場92行の時価総額合計** | **27,781,896,734,260** |

（注16）表2は以下より作成。

・半期報告書　自　平成24年4月1日　至　平成24年9月30日

株式会社商工組合中央金庫

<http://www.shokochukin.co.jp/reportfile/securities/201303/pdf/se201303h.pdf>

（2013年1月19日閲覧）

・平成25年3月期　半期決算概況について

農林中央金庫

<http://www.nochubank.or.jp/ir/pdf/kessan25_03.pdf>

（2013年1月19日閲覧）

・平成24年度第2四半期（上半期）報告について

日本生命保険相互会社

<http://www.nissay.co.jp/news/2012/pdf/kessan2411/kessan.pdf>

（2013年1月19日閲覧）

・平成24年度第2四半期（上半期）報告

住友生命保険相互会社

<http://www.sumitomolife.co.jp/about/newsrelease/pdf/2012/121128a.pdf>

（2013年1月19日閲覧）

・平成24年度第2四半期（上半期）報告　9‐10ページ　4．中間貸借対照表

明治安田生命保険相互会社

<http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/disclosure/pdf/2012/half_2012_04.pdf>

（2013年1月19日閲覧）

・2012年（平成24）年度第2四半期（上半期）報告

メットライフアリコ生命保険株式会社

<http://www.metlifealico.co.jp/about/press/2012/pdf/121128data.pdf>

（2013年1月19日閲覧）

・平成24年度第2四半期（上半期）報告

第一生命保険株式会社

<http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/results/kessan/2012/pdf/hanki_003.pdf>

（2013年1月19日閲覧）

・東京海上ホールディングス株式会社　2012年度版ディスクロージャー誌

業績データ

<http://ir.tokiomarinehd.com/ja/TmhdDisclosure/IRFilingDataDownPar/01/IRFilingDownPar/04/PDFile/20120731%20TMHD_3.pdf>

（2013年1月19日閲覧）

・MS&ADホールディングス株式会社　2012年度版ディスクロージャー誌

連結財務諸表

http://www.ms-ad-hd.com/company/library/disclosure/pdf/hd\_e03.pdf

（2013年1月19日閲覧）

・NKSJホールディングス株式会社　2012年度版ディスクロージャー誌

業績データ

<http://www.nksj-hd.com/doc/pdf/disclosure/nksjhd/2012/nksjhd_disc2012_08.pdf>

（2013年1月19日閲覧）

・株式会社T&Dホールディングス　2012年度版ディスクロージャー誌

T&D保険グループの財産の状況

<http://www.td-holdings.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/h_2012/h_07.pdf>

（2013年1月19日閲覧）

・四半期報告書　（第9期第2四半期）自　平成24年7月1日　至　平成24年9月30日　ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

http://www.sonyfh.co.jp/web/ja/financial\_info/yuho/121126\_01.pdf

（2013年1月19日閲覧）

（注17）2005年5月28日「日本金融学会2005年度春季大会」における岩田副総裁講演要旨　2005年6月6日　日本銀行　（2つの量的制約の解除）

<http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2005/ko0506b.htm/>

（2013年1月20日閲覧）

（注18）銀行法第15条

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S56/S56HO059.html>

（2013年1月20日閲覧）

（注19）日本銀行時系列統計データより作成。

<http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=$graphwnd>

（2013年1月20日閲覧）

（注20）厚生労働省　平成23年度　所得の分布状況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seigo_h23.pdf>

（2013年1月21日閲覧）

**あとがき**

　本論文では、日本国の全銀行を国有化することが日本政府が抱える国債債務問題を一挙に解決するだけでなく、政府と銀行の両方が持つ通貨制御機能を一本化し、円の供給量を今以上に的確に制御することを可能にするため、これと政府の貨幣発行権を活用した公共投資と累進課税の強化をうまく組み合わせれば、結果として日本社会全体の金融と物価の安定と貧富の差の縮小を期待できると結論付けた。この結論に多くの方が納得して頂くためには、具体的な政策内容についての更なる議論が必要だが、最も注意しなければならないことは、この方向性に沿った政策がどのような条件下で実行可能であるかということだ。日々多くの方が様々な分野で研究をしているが、経世済民のための学問である経済学においては、その学問的成果が実際に世のため人のためになることが第一に考えられるべきであり、経済学を通じて提言される政策はその実行可能条件まで考慮されなくてはならない。二章で権力形成の過程について論じたのは、本論文の結論を導くのに必要だっただけでなく、本論文で示した政策を含むあらゆる社会政策の実行可能条件を決定するのが、人々の現実の認識と欲望と人々が従う権力だからだ。

それでは、実際に本論文で示した政策が日本社会の金融と物価の安定と貧富の差の縮小に有効だったとして、日本国憲法制資本主義においては、どのような条件でこの政策が実行可能なのだろうか。日本国憲法前文は「主権が国民に存することを宣言し」ており、「国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」国会（憲法第41条）は「衆議院及び参議院の両議院でこれを構成」され（憲法第42条）、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」（憲法第43条）から、理論上は主権者である国民が望めば政策実行に必要な法律を作ることができるはずである。また、「行政権は、内閣に属」し（憲法第65条）、「内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織」し（憲法第66条）、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する」（憲法第67条）ことに加え、「内閣総理大臣は、国務大臣を任命」し、「その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない」（憲法第68条）から、政策の実行も理論上は国民の願望に叶うものにできるはずである。

しかし、実際には国民が望む政策を実現するには多大な障害が存在する。それらは法律的不備というよりも、人々が日本国憲法という一つの共通した権力を作り出し、それが立法権と行政権を実際に行使する段階で、実務を担う人々が二次的な権力を手に入れることから生まれている。日本国憲法は、立法と行政に司法（日本国憲法第6章）を加えた三つの統治機能を互いに監視させることで権力の暴走を防ごうとしているが、それぞれの実務を担う人間に二次的な権力を付与している時点で、それらの相互監視というものは危うくなってしまう。なぜなら、権力を付与された人々は自身の幸せのために権力を行使でき、それらの人々が与えられた権力をどのように行使するかは彼らの幸せの中身に全く依存してしまっているからだ。そして、彼ら一人一人に与えられた権限は独裁者のものと比べて非常に小さいものだから、彼らに内在する権力が国民の望む政策に反対する豊富な非暴力的および暴力的手段をもった権力と対立した時、彼らのほとんどはその権力に《合》して従うしかないのだ。立法、行政、司法の組織運営を任されている人々がその権力に従ってしまえば、後は雪崩を打つように組織全体がその権力に従うようになる。そうなれば、その権力は日本国憲法制資本主義を変容させたも同然で、日本国憲法を隠れ蓑にしながら独自の自由と平等の制限を日本国に設け、本来の主権者である国民の意見を無力化するのだ。そもそも、日本の大東亜戦争敗北後にそうした権力が連合国という形で日本国憲法を認めたのだから、実際の日本社会は《ある権力による日本国憲法と独自法の二重規制資本主義社会》だと言うべきだろう。《ある権力》の正体は正確には分からないが、豊富な非暴力的および暴力的手段を持っており、日本国憲法に従わないことは確かだ（注21）。したがって、本論文で示した政策を実行するには、《ある権力》を私たちに従わせる《合》か《ある権力》との《和》で政策実行の承諾を引き出すしかない。いずれにせよ、私たちはあらゆる非暴力的および暴力的手段を用いて《ある権力》に従う人々の現実認識と欲望とを変化させ、彼らに政策実行を容認させなければならない。

そうは言っても、一国の統治機構を間接的にすべて従わせてしまうような《ある権力》に対抗する手段があるのかという疑問が当然あるだろう。確かに、《ある権力》は主にお金と暴力と言葉を使って人々の現実認識と欲望を書き換え、人々の自由と平等に制限をかけているから、一見すると強力無比の存在に思える。しかし、《ある権力》に従うか従わないかを決定しているのは人々自身だということを忘れてはいけない。私たちは自身の幸福とは何か、そしてそれを得るために何をするのかを自身に内在する権力によって決定することができるはずだ。もしも私たちが、肉体的死よりも精神的死を恐れ、黄金よりも名誉を貴び、他人の言葉に容易く惑わされないのであれば、《ある権力》のもつ非暴力的および暴力的手段をほとんど無力化できるのだ。

いつの日か多くの日本人がそのような精神的態度を獲得し、本論文で示した政策をさらに発展させたものを実行することで、精神的にも物質的にもより豊かな日本社会が誕生することを心から願っている。それは必ず世界中に影響を与え、人類全体をより良い方向へ導いていくだろう。

**注釈**

（注21）たとえば、Richard A. Wernerが著作『円の支配者』（詳細は参考文献の項参照）のなかで指摘するところによれば、日本銀行は窓口指導によって市中銀行の貸出を操りバブルの形成と崩壊を招いただけでなく、その後の長期不況期における大蔵省の景気回復策に反し、外為市場介入の不胎化政策を用いて信用創造量を減少巧みに操作していたという。この指摘が本当であれば、当時の日本銀行は日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の第1条「日本銀行ハ国家経済総力ノ適切ナル発揮ヲ図ル為国家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保成ヲ目的トスルコト」に違反していたことになる。『円の支配者』の主張が完全に正しいかどうかは別として、日本銀行が政府の意図に反して信用創造量を操作することは可能であり、非常に強力な非暴力的手段として日本銀行を従える権力は、貨幣制度を通じて多くの人々を従わせることができるのだ。そして、『円の支配者』における様々な分析から、実際に日本銀行を従える権力は日本国憲法ではなく別の権力であることが窺い知れる。その権力が何であるかは分からないが、少なくともそれは日本国民の幸せを考えて意思決定しているわけではない。

**参考文献**

・菊池英博　著（2009）

『消費税は0%にできる―負担を減らして社会保障を充実させる経済学』

ダイヤモンド社

・菊池英博　著（2007）

『実感なき景気回復に潜む金融恐慌の罠―このままでは日本の経済システムが崩壊する』

ダイヤモンド社

・Richard A. Werner　著、吉田利子　訳（2001）

『円の支配者』

株式会社　草思社

・吉川元忠、Richard A. Werner　著（2003）

『なぜ日本経済は殺されたか』

株式会社　講談社

・Maurizio Lazzarato　著、杉村昌昭　訳（2012）

『＜借金人間＞製造工場　“負債”の政治経済学』

株式会社　作品社

・日本国憲法

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?H_CTG=1&H_CTG_GUN=1&H_FILE_NAME=S21KE000&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%A0&H_NO_GENGO=M&H_NO_TYPE=4&H_NO_YEAR=19&H_RYAKU=1&H_YOMI_GUN=1&IDX_OPT=3>

（2013年1月1日閲覧）

・丹羽春喜（2012）「巨大地震活動期に備えるマクロ政策体系の構築　――「第3の財政財源」確立の方法論を中心に――」，2012年5月の日本経済政策学会全国大会での報告論文。

<http://www.niwa-haruki.com/p015.pdf>

（2013年1月11日閲覧）

・Haruki Niwa (2000) “The Recent Deflationary Gap in Japan: A Quantitative Measurement,” *Journal of Asian Economics*,Vol.11, No.2, PP.245-258

・通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S62/S62HO042.html>

(2013年1月11日閲覧)

・日本銀行法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09HO089.html>

（2013年1月11日閲覧）

・日本経済新聞　時価総額上位ランキング

<http://www.nikkei.com/markets/ranking/stock/caphigh.aspx>

（2013年1月12日および2013年12月19日閲覧）

・日本郵政グループ　ディスクロージャー誌　2011年3月31日～2012年4月1日

<http://www.japanpost.jp/financial/disclosure/2012/pdf/01.pdf>

（2013年1月12日閲覧）

・我が国の財政事情（平成24年度予算政府案）　平成23年12月　財務省主計局

<http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2012/seifuan24/yosan004.pdf>

（2013年1月12日閲覧）

・資金循環統計（2012年第3四半期速報）：参考図表

<http://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>

（2013年1月15日閲覧）

・大和証券　Legal and Tax Report　日本国債格付けとバーゼル規制（改訂版）資本市場調査部制度調査課　吉井一洋（2011年8月16日）

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/11081602financial.pdf>

（2013年1月18日閲覧）

・日本銀行当座預金決済の「ＲＴＧＳ化」

<https://www.boj.or.jp/announcements/release_1996/set9612a3.htm/>

（2015年6月5日閲覧）